

# 令和8年2月市議会 建設水道委員会資料

## 所管事項調査

目次	ページ
1 水道料金のあり方について . . . . .	2 ~ 46
2 令和8年4月1日付 組織改正 . . . . .	47

上 下 水 道 局  
令 和 8 年 2 月

# 1 水道料金のあり方について

## (1) 概 要

水道料金は平成13年に増額改定（平成22年に一部減額改定）した後は、人口減少等により水需要が減少する中で、施設の統廃合などにより現行の料金水準を維持してきた。

しかしながら、今後は、人口減少により料金収入が減収する一方で、物価高騰の影響で給水コストがさらに上昇し、加えて、老朽化した水道管等の施設の更新などに多額の事業費が必要となる。

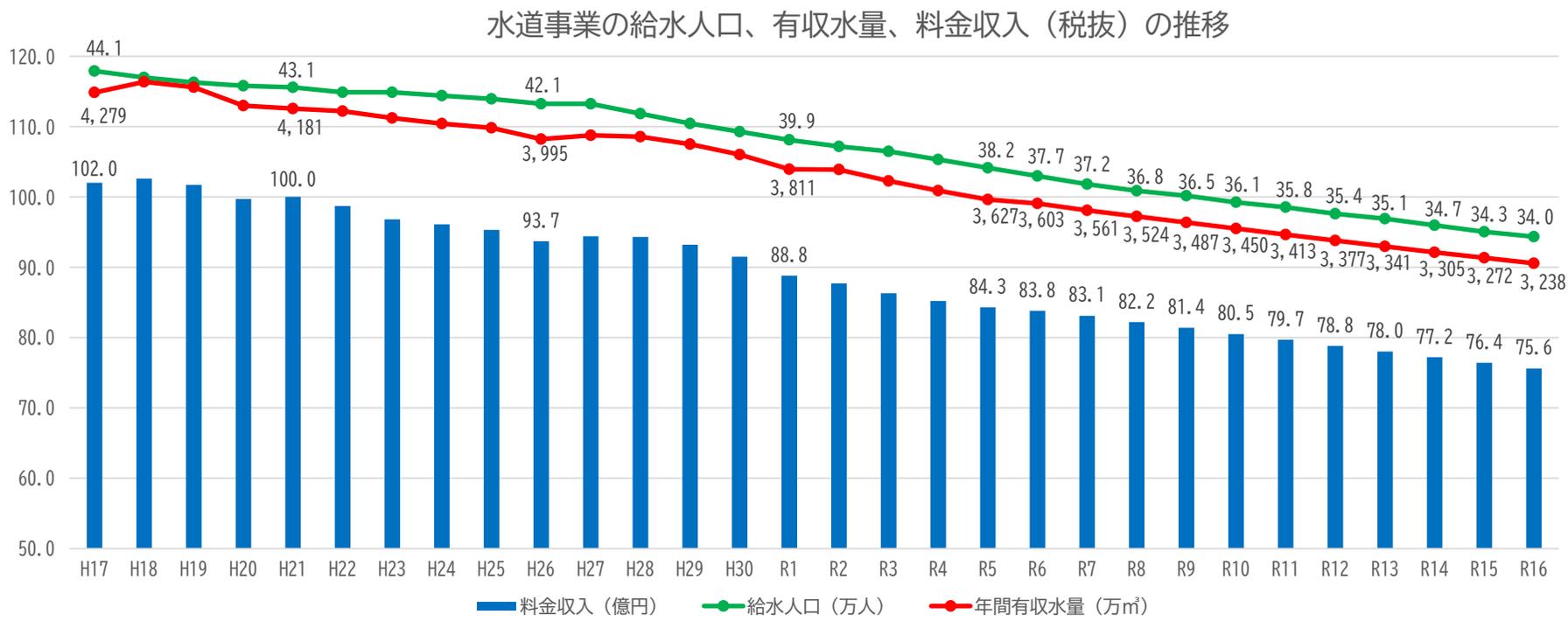
これらを踏まえた上下水道事業マスタープラン2025の長期財政計画では、令和11年度に収支が単年度赤字に転落し、近い将来には施設更新や大規模災害が発生した場合の事業継続に必要な資金を確保できなくなるおそれが出てきたため、水道料金のあり方について検討を行っていくもの。

# 1 水道料金のあり方について

## (2) 水道事業の現状と課題

### ① 人口減少等により料金収入が減少

水道料金収入（給水収益）は人口減少や節水機器の普及などの要因で減少傾向にあり、今後もその傾向は続く見通し。



# 1 水道料金のあり方について

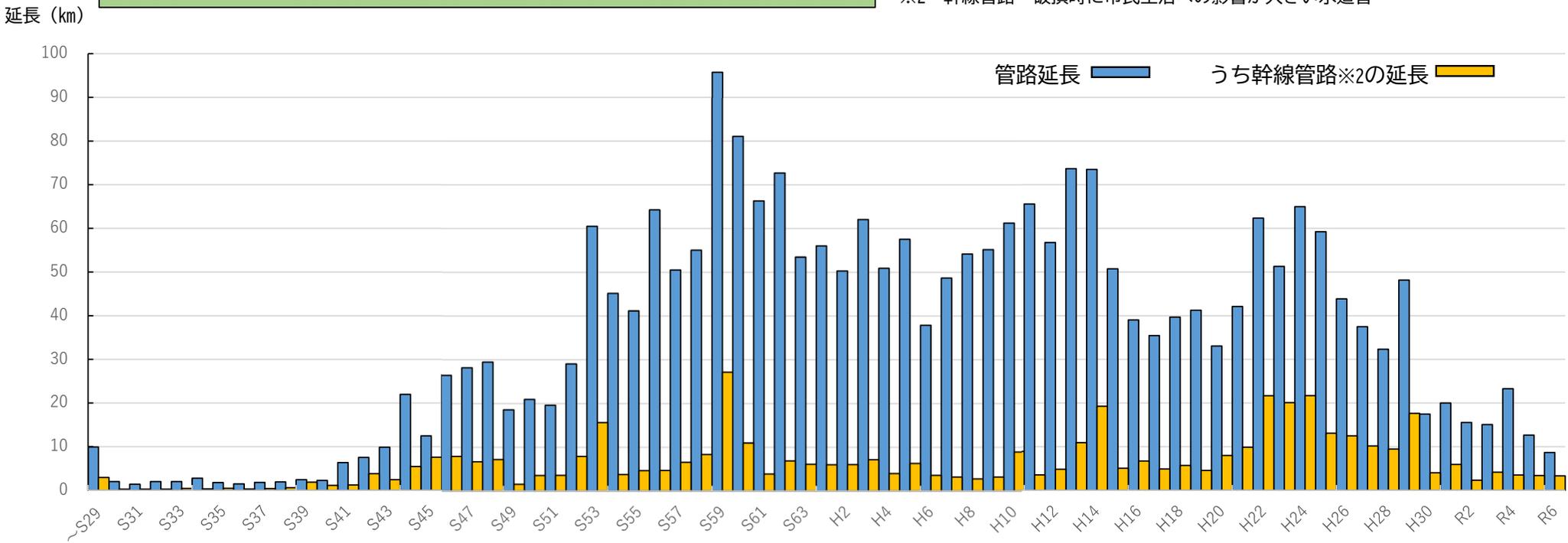
## (2) 水道事業の現状と課題

### ② 浄水場や水道管などの水道施設の老朽化が深刻化

長崎市の水道施設は高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでいる。また、近年全国的に大規模な水道管の破損事故が頻発し、施設更新の社会的要請が高まっている。このため、計画的な更新が必要

長崎市における水道管（送水管・配水管※1）の布設年度別管路延長

※1 送水管・配水管…浄水場から各家庭等に水を送る水道管  
 ※2 幹線管路…破損時に市民生活への影響が大きい水道管



# 1 水道料金のあり方について

## (2) 水道事業の現状と課題

### ③ 保有施設が多いことによる高額な運転費、維持管理費

斜面地が多いといった地形的な要因により配水ポンプや配水タンクなどの施設数が多いことから、これらの運転や維持管理にかかる費用が高額となり、他の自治体と比べて給水にかかるコストが高い。

#### 【配水タンク等設置数】

長崎市 **233**施設  
 同規模事業体平均 77施設  
 (同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体)  
 中核市平均 63施設  
 (令和5年度決算時点、中核市(人口20万人以上)のうち57市対象)

#### 【償却資産(減価償却が発生する資産)】

長崎市 **約2,100億円** (令和5年度決算時点)  
 中核市平均 約1,160億円  
 (令和5年度決算時点、中核市のうち57市対象)

### ■長崎市の給水原価(1m<sup>3</sup>の水道水を造るのにかかる費用)費用構成内訳

(単位:円/m<sup>3</sup>)

年度	人件費	委託料	修繕費	動力費	減価償却費	支払利息	その他	合計
令和6年度	32.13	37.49	11.88	16.80	128.04	3.63	22.66	252.63
令和5年度	28.96	37.07	11.78	15.14	128.40	4.17	22.75	248.27
同規模事業体平均 (令和5年度)※	18.48	24.90	10.57	6.77	67.16	5.36	47.74	180.98

(出典:令和6年度 長崎市公営企業会計決算審査意見書より)

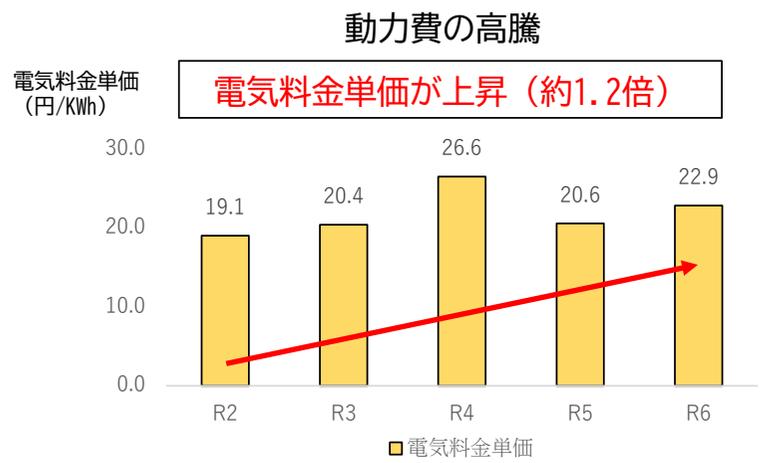
➡ 減価償却費は同規模事業体平均の**約2倍**

※ 同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体

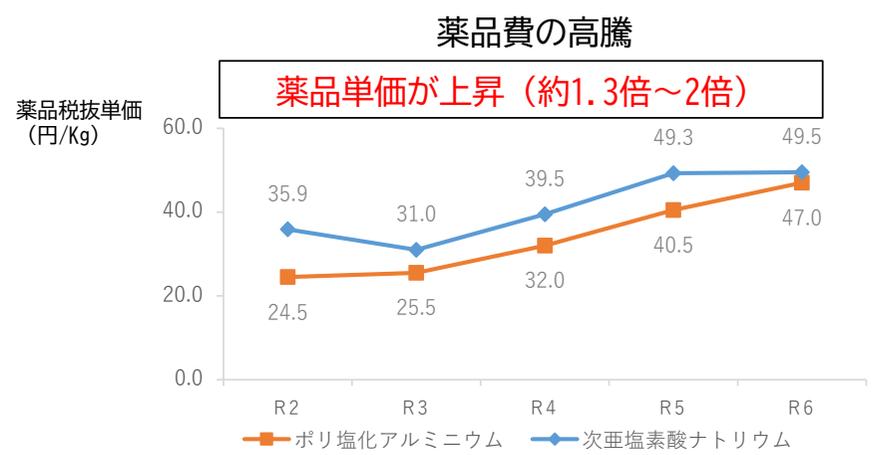
# 1 水道料金のあり方について

## (2) 水道事業の現状と課題

### ④ 近年における動力費等の高騰

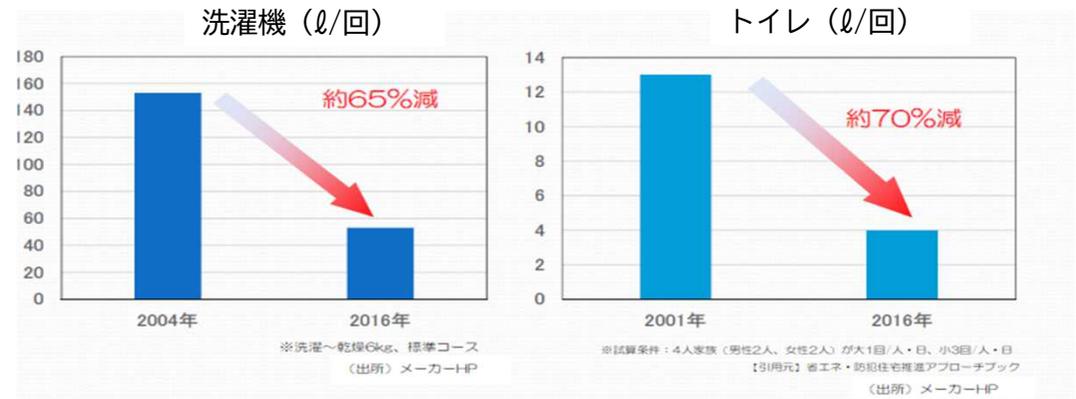


なお、令和5年度及び令和6年度は電気料金の高騰に対する国の補助金を含む。



ポリ塩化アルミニウム…浄水場で水をきれいにするために使われる薬品（凝集剤）  
次亜塩素酸ナトリウム…水道水を滅菌し安全性を確保するための消毒剤

### ⑤ 節水機器の普及



# 1 水道料金のあり方について

## (3) 経営改善に向けたこれまでの取組み

### ○支出削減の取組み

主な取組み	取組みの内容
浄水場の統廃合	47箇所→7箇所
職員数の削減 (※水道・下水道合計)	H17年度 403人→ R6年度 249人 20年間で154人(約38%)削減
企業債の繰上償還	利率が高い企業債を繰上償還し、支払利息を軽減(H19~R1:約23億円削減)
水道施設の規模、性能の適正化	配水タンクの容量や配水管の口径、材質を水需要に応じ適正なサイズ、材質に見直し
カーボンニュートラルに向けた取組み	高効率モーターへの交換や照明のLED化など消費電力とCO <sub>2</sub> 排出の抑制
DXによる業務の効率化	各種手続きのオンライン化でサービス向上と事務の効率化と経費削減を実現
公用車の削減	H27年度 95台 → R6年度 79台 10年間で16台削減

### ○収入増加の取組み

主な取組み	取組みの内容
広域連携による財源確保等	長与町と共同で新浄水場整備を整備することによる施設の統廃合と国庫補助金の獲得
未利用地の売却 (※水道・下水道合計)	使用予定のない土地の売却 (10年間で約7億6千万円の収入)
水道メーターの売却	使用期限の過ぎた水道メーターを金属部分とそれ以外に分別し売却単価をあげて売却 (1年間で約1300万円の収入)
公用車広告	公用車に広告を掲載し広告収入を獲得 (R3~R6年度 100万円以上の収入)

■平成26年度から令和6年度まで

支出(人件費、維持管理費、減価償却費、支払利息等)の削減に取り組んできた結果、減価償却費を除く給水原価(水道水1mあたりの供給費用)は10年間で約1円の伸びに抑制  
なお、減価償却費については同規模事業体の約2倍の規模でありコスト高の要因となっている

給水原価表 (費用構成内訳)	H26	R6	差	増減
人件費	37.36円	32.13円	△5.23	減
委託料	28.71円	37.49円	8.78	増
修繕費	14.79円	11.88円	△2.91	減
動力費	13.79円	16.80円	3.01	増
支払利息	9.71円	3.63円	△6.08	減
その他	19.24円	22.66円	3.42	増
小計	123.60円	124.59円	0.99	増
減価償却費	107.27円	128.04円	20.77	増
合計	230.87円	252.63円	21.76	増
長期前受金(控除)	△32.51円	△30.44円	2.07	控除額の減
給水原価(総務省基準)	198.36円	222.19円	23.83	増

■給水原価費用構成内訳の比較

(単位:円/m<sup>3</sup>)

	人件費	委託料	修繕費	動力費	減価償却費	支払利息	その他	合計
長崎市 (R6年度)	32.13	37.49	11.88	16.80	128.04	3.63	22.66	252.63
長崎市 (R5年度)	28.96	37.07	11.78	15.14	128.40	4.17	22.75	248.27
同規模事業体 平均(R5度)※	18.48	24.90	10.57	6.77	67.16	5.36	47.74	180.98

(出典:令和6年度 長崎市公営企業会計決算審査意見書より)

※ 同規模事業体は給水人口30万人以上の事業体

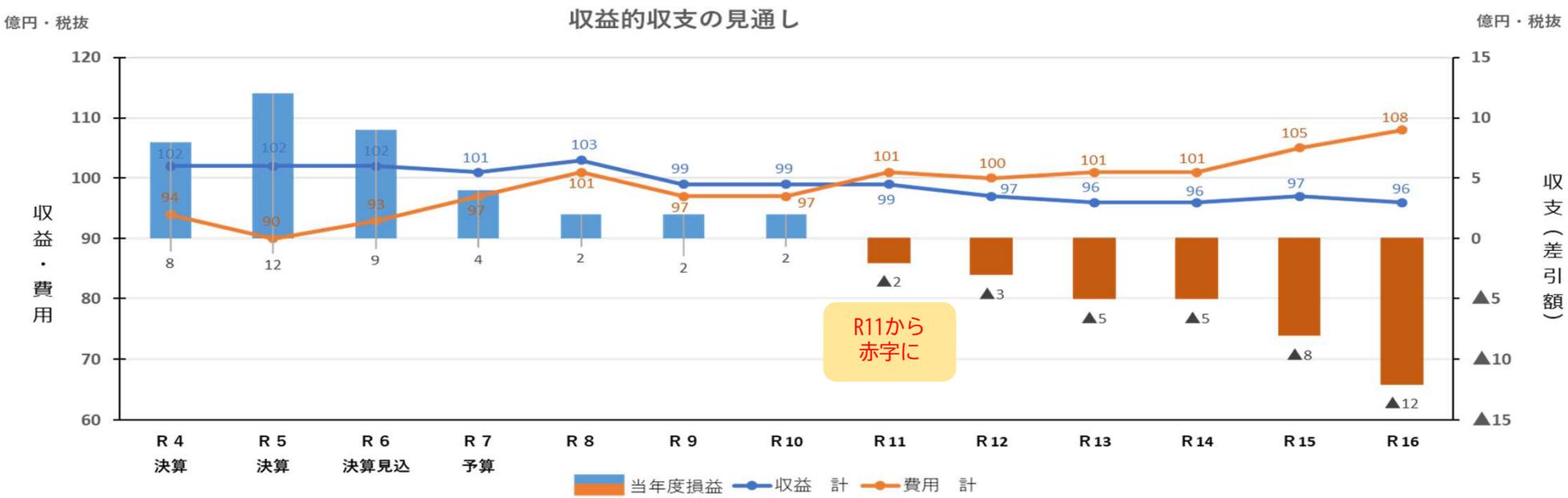
減価償却費は同規模事業体平均の約2倍

# 1 水道料金のあり方について

## (4) 今後の経営見通し

### ○収支の見通し

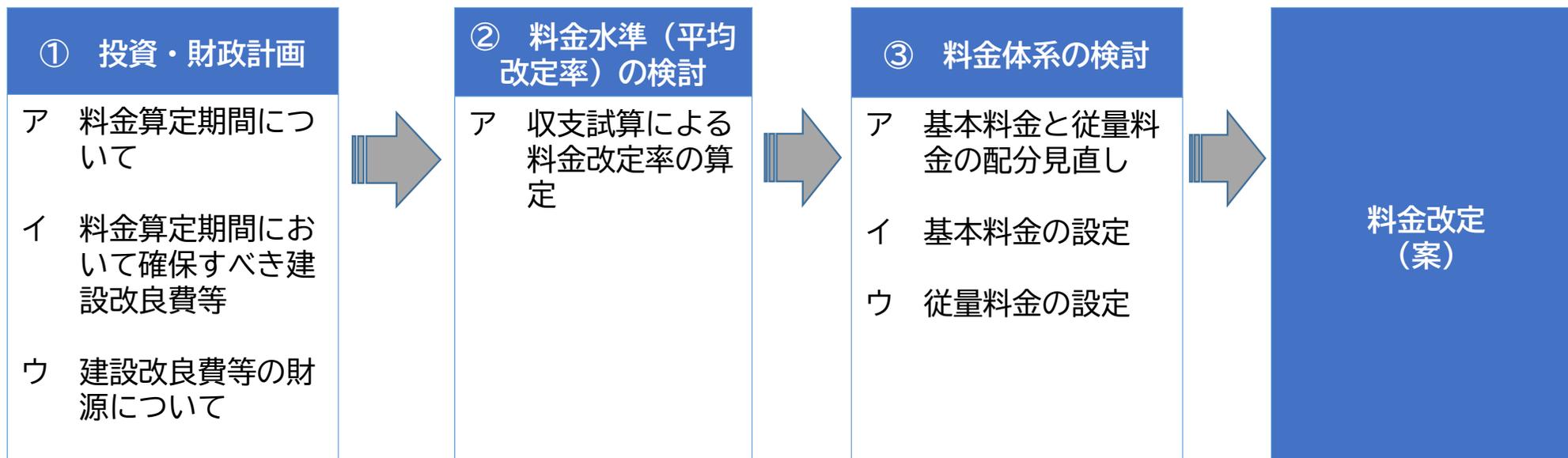
令和8年度以降は物価や人件費の上昇の影響などにより更に収支見通しが厳しくなり、現行の料金水準では令和11年度以降、単年度赤字に転落する見込み。



安全・安心で安定した水道供給を維持するため料金のあり方について検討が必要

# 1 水道料金のあり方について

## (5) 料金改定検討の手順



## 1 水道料金のあり方について

### (5) -① 投資・財政計画

#### ア 料金算定期間について

#### 【料金算定期間の設定の基本的な考え方】

- ・ 料金算定期間の基準は3～5年間（日本水道協会の水道料金改定業務の手引き）
- ・ これを目安に、各自治体の経営状況に応じて設定

#### 「水道料金改定業務の手引き」（公益社団法人日本水道協会）の説明資料（抜粋）

料金算定期間は料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみるとおおむね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。

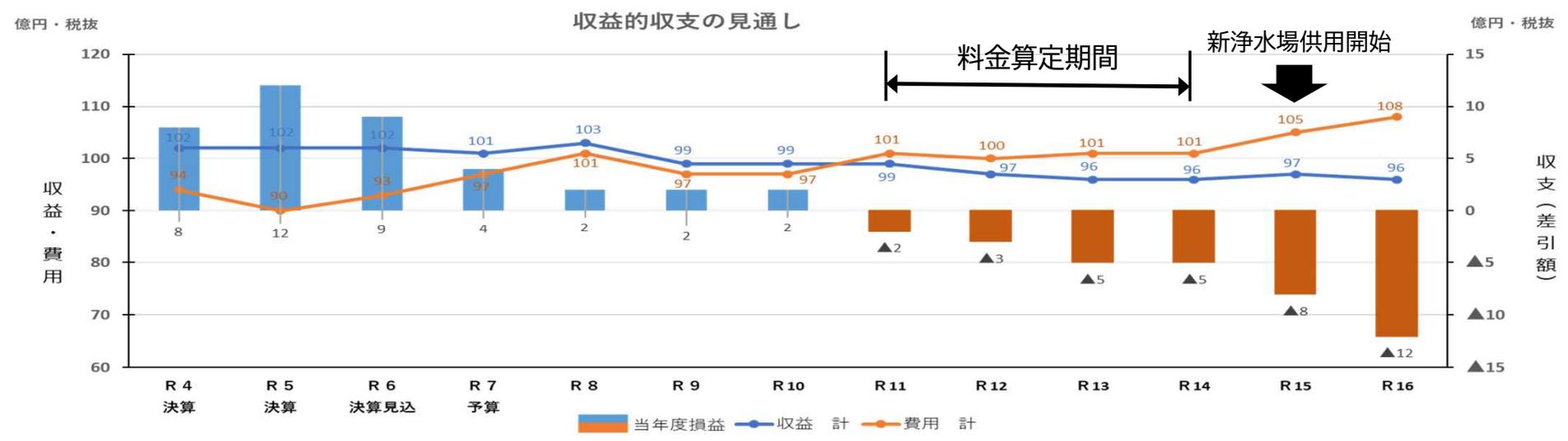
# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ① 投資・財政計画

### ア 料金算定期間について

- ・料金収入の予測や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増額等を踏まえ収支見通しを算出  
 現行料金のみでは令和11年度に単年度収支が赤字となるため、令和11年度を料金算定期間の始期としたい
- ・また、令和15年度から新浄水場が供用開始し、新たに減価償却費が発生。その額は現時点で未確定であり、料金算定に適切に反映させることが困難であるため、終期については新浄水場の減価償却費が発生する前の令和14年度としたい

### 料金算定期間 令和11年度～令和14年度の4年間



# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

### イ 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

料金算定においては通常の営業費、施設の維持管理費のほかに、今後の施設の新設改良等に必要な事業費を反映させる必要がある。対象となる主な事業は以下のとおり

- 1 配水施設整備事業（年次計画に基づく管路の新設、更新）
- 2 浄水施設改良事業（浄水場の機器類・導水管などの改良や更新）
- 3 配水施設改良事業（配水タンクや減圧タンク、配水ポンプ場などの機器類の改良や更新）

#### 1～3の事業の考え方

老朽化した施設を優先度の高いものから計画的に更新、改良を実施。なお、改良の際には規模と機能の最適化を検討

優先順位の考え方 老朽度：経過年数や修繕履歴

影響度：施設における事故・故障リスクや当該施設がカバーする給水人口、病院などの重要な施設の数

耐震性：耐震性の有無

危機管理：事故や災害時におけるバックアップ施設としての重要度

#### 4 耐震化事業（重要な浄水施設及び配水施設の更新時に耐震化）

長崎市上下水道耐震化計画に基づき、災害時に重要な浄水施設及び配水施設について老朽施設の更新と合わせて耐震化を実施

#### 5 新浄水場共同整備事業

長与町と共同で新浄水場を整備することで、老朽化した長崎市の浦上及び道ノ尾の両浄水場と長与町の3浄水場を廃止  
新浄水場の整備・維持管理は、民間活力導入、財政負担の縮減等を図るためPFI事業（DBO方式※）で実施。

※DBO方式：設計、施工及び運転維持管理を一括して発注する方式

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ① 投資・財政計画

### イ 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

#### ① 配水施設整備事業の概要

- ・長崎市の近代水道は明治24年（1891年）に給水開始（創設134年目）
- ・優先順位に基づき老朽管の更新、新規布設等を実施
- ・昭和43年から継続して実施してきたことで、安全な水道水を安定して給水



### ○配水施設整備事業の沿革

配水施設整備事業 (5か年継続事業)	実施年度	総事業費	年間事業費	更新延長 (新設含む)	年間更新延長
第1次～第6次	S43～H9	200億円	1～12億円	約600km	約10～30Km
第7次～第9次	H10～H24	50億円	10億円	約298km	約20Km
第10次	H25～H29	80億円	16億円	約103km	約21Km
第11次	H30～R4	100億円	20億円	約61km	約12Km
第12次	R5～R9	110億円	22億円	約32km	約6Km

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

### イ 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

#### ② 第13次配水施設整備事業の概要

##### ○第12次における課題

- ・物価高騰により事業費が増加（管路の更新単価が10年間で約2.3倍に上昇）し、老朽管路の更新延長が延びなかった
- ・令和7年度に入り、市民生活へ大きな影響を与える水道管破損事故が幹線管路以外でも発生

##### ○第13次における対応

- ・従来、管路の更新サイクルを概ね80年としていたところ、100年以上の耐用年数が期待できる資材が開発されたことから、管路更新サイクルを原則100年に設定（年間更新率1%）
- ・ただし、すべての送配水管を年間更新率1%で更新する場合、年間事業費が約52億円（更新延長約25km）となり現行の約2倍
- ・料金改定率の大幅上昇が必要となり、また、建設業者の減少と高齢化、職員の業務負担の観点から現実的に実施は困難
- ・そこで、整備を優先すべき管路とその他の管路の対応方法を変えることでより効果的な更新を行う。具体的には以下のとおり

**予防保全 対象：破損時に市民生活への影響が大きい幹線管路及び  
管径150～400mm未満の配水管※1（第12次は幹線管路のみ）**

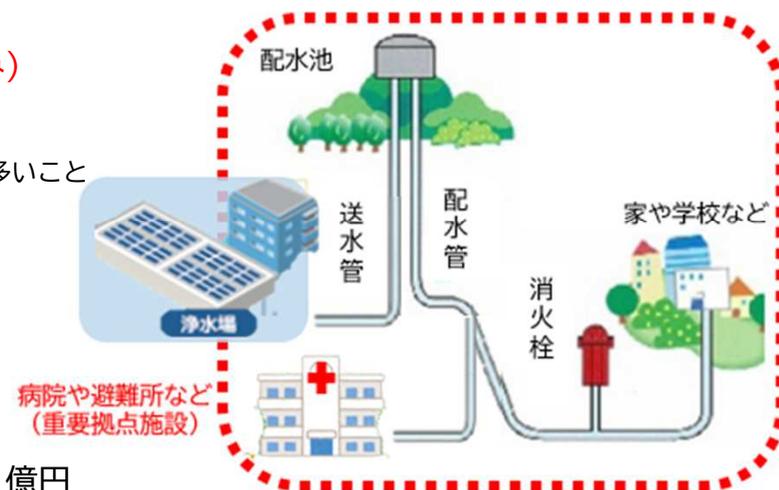
年間更新率を1%に設定し、経過年数、管種、破損履歴などを評価し、優先順位をつけて、原則、破損・漏水が発生する前に更新

※1 長崎市立地適正化計画に基づく居住誘導区域は管径150mm以上の配水箇所が多いこと  
また、消火栓の多くが管径150mm以上の管に設置されていることによる

**事後保全 対象：管径150mm未満の配水管**

破損・漏水を発見、もしくは発生した場合、修繕を行い継続使用  
なお、破損・修繕記録、破損要因及び破損による影響予測から重要度  
が高いものについては随時更新

以上の対応により、年間事業費を約52億円から約28億円に抑制



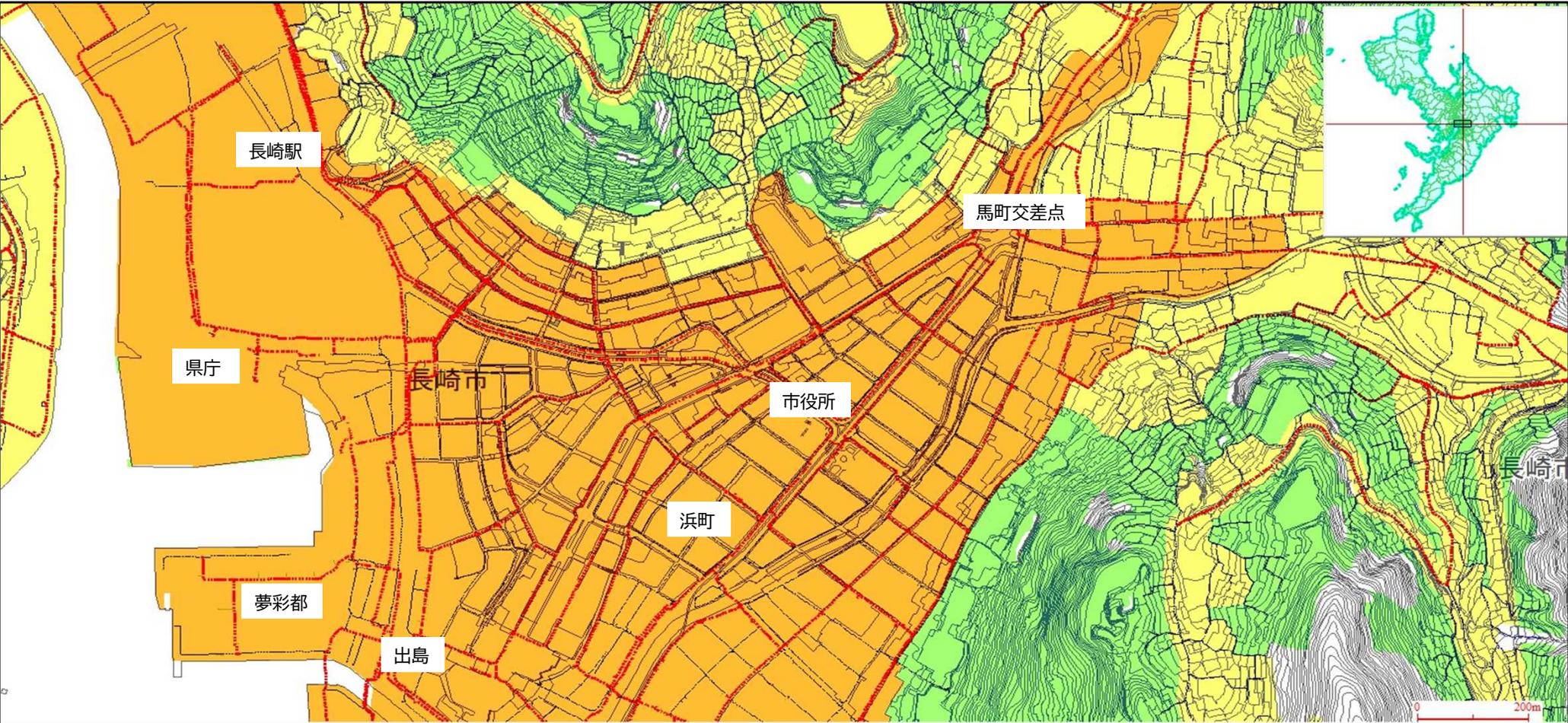
**事業期間（令和10～14年度 5年間）の総事業費 約110億円※2⇒約140億円**

※2 上下水道マスタープラン2025（令和6年度策定）に記載の概算事業費

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

### イ 料金算定期間において確保すべき建設改良費等



居住誘導区域   には管径150mm以上の水道管が多く布設

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ① 投資・財政計画

### イ 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

○料金算定期間（令和11年度～令和14年度）において必要な建設改良費 約 398億円

#### 【主な建設改良費】

配水施設整備事業 約 112億円

浄水施設改良事業 約 240億円

事業名	事業費	主な内容
新浄水場共同整備事業	約207億円	老朽化した浦上浄水場と道ノ尾浄水場の統廃合
長崎県ダム事業負担金	約11億円	老朽化したダム施設の更新
東長崎浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
小ヶ倉浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
手熊浄水場改良事業	約4.2億円	老朽化した機械設備の更新

配水施設改良事業 約 35億円

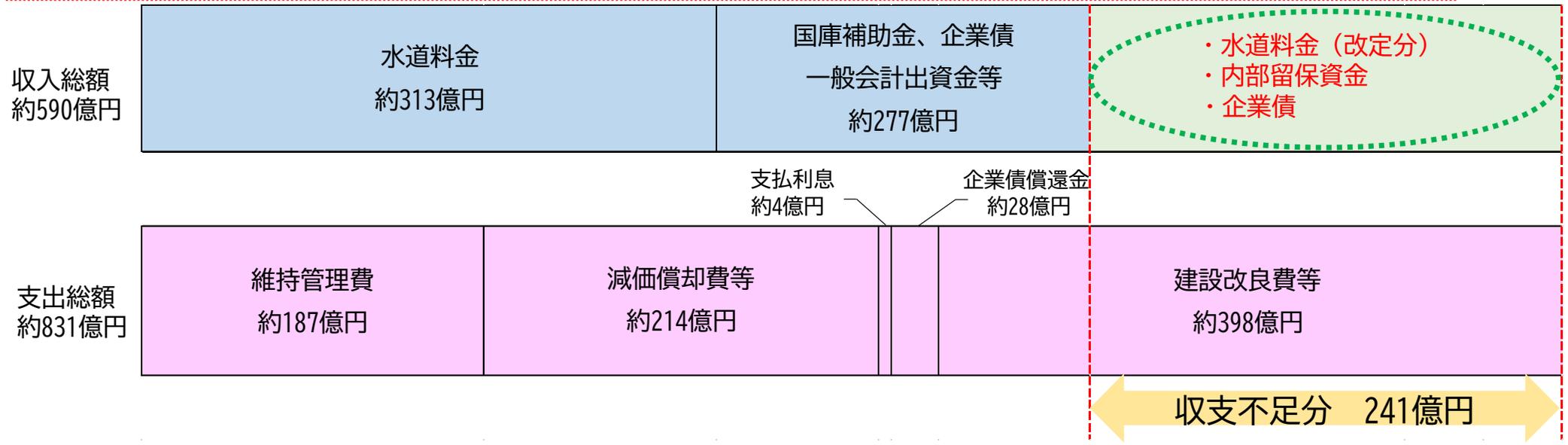
事業名	事業費	主な内容
配水タンク耐震化事業	約14億円	老朽化し耐震性のない配水タンクの更新
配水ポンプ場改良事業	約8億円	老朽化したポンプ場のポンプ更新

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

### ウ 建設改良費等の財源について

■マスタープラン2025における投資・財政計画をもとに試算 R11年度～R14年度)



建設改良費の不足分の補填及び大規模災害時の事業継続に必要な運転資金確保のため、水道料金の改定にあたっては、内部留保資金の確保及び適切な企業債の活用も考慮する必要がある

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ① 投資・財政計画

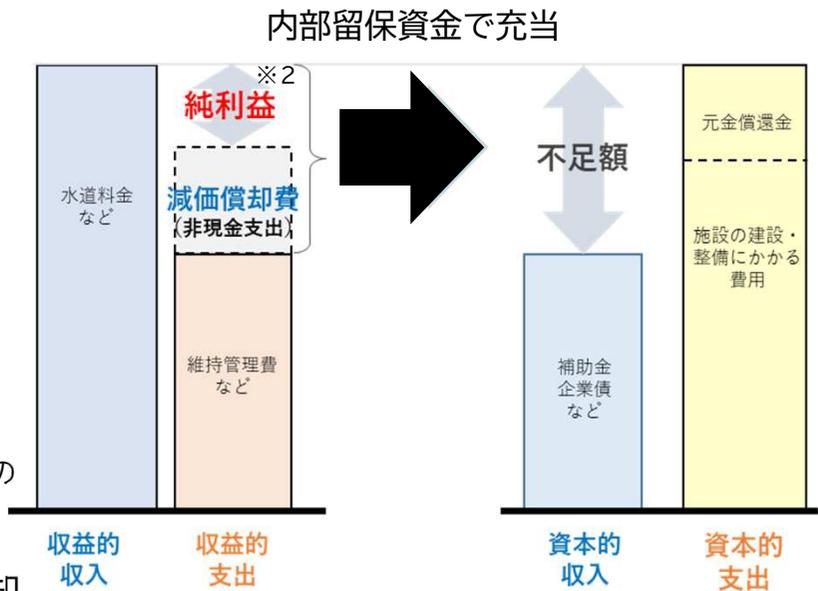
### ウ 建設改良費等の財源について

#### ○水道事業の収支の仕組み

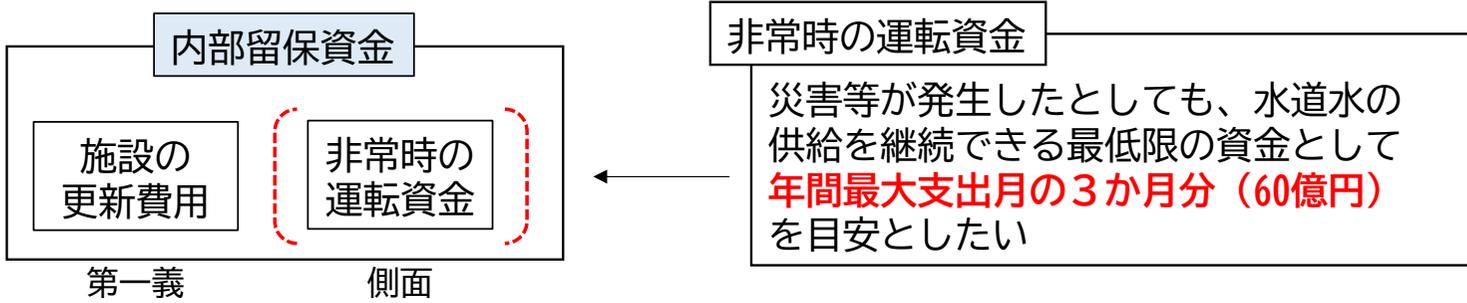
- ・ 収益的収支：「日々の給水事業を運営するための取引」
  - 主な収入 水道料金
  - 主な支出 維持管理費（修繕費・委託料・動力費等）、減価償却費※1、企業債利息
- ・ 資本的収支：「水道施設の整備や更新のための取引」
  - 主な収入 国庫補助金、企業債、一般会計出資金
  - 主な支出 建設改良費（水道施設の新設、改良の費用）、企業債元金償還金

※1 減価償却費 水道施設の整備を行った翌年以降、当該施設の法定耐用年数の間、次の施設更新に備えて分割して計上する費用。施設の更新財源となる。

※2 純利益 料金収入などの収益から、運営に必要なすべての費用を差し引いた残りの金額。建設改良費や企業債の償還等の財源となる。



資本的収支は、必ず支出が収入を上回り不足額が発生。そのため減価償却費や純利益などで構成される内部留保資金を充当



# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

### ウ 建設改良費等の財源について

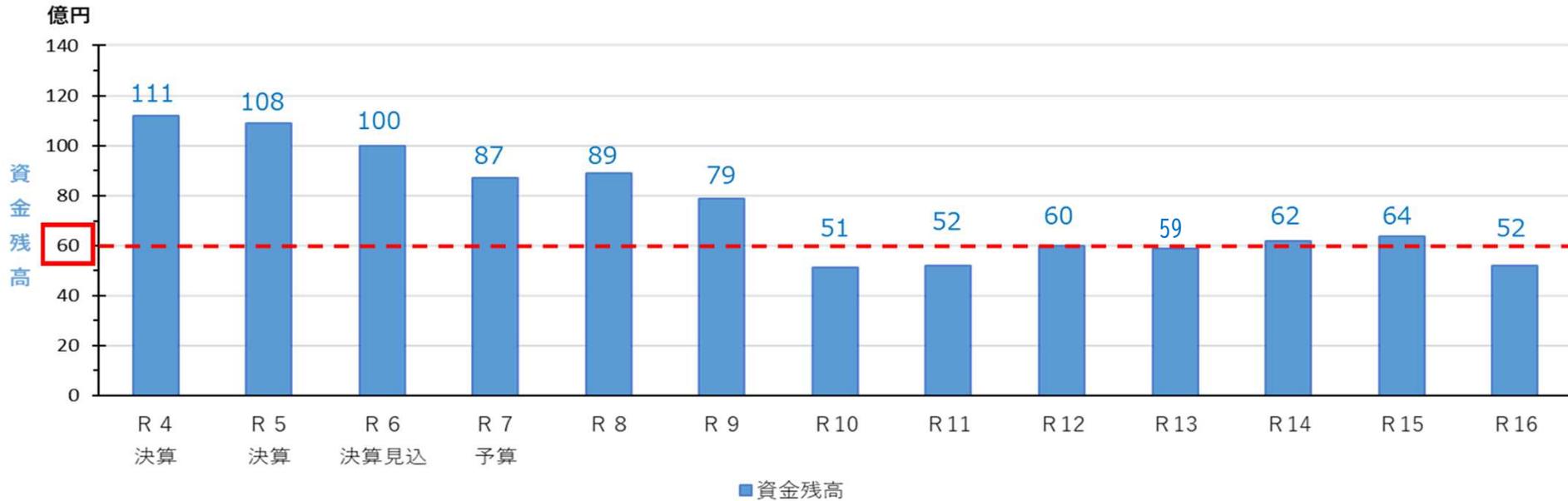
#### ○必要な内部留保資金の額

他都市の事例等※1から給水に要する費用※2 3か月分(約60億円)を必要額に設定

※1 阪神・淡路大震災、熊本地震における断水期間が約3ヶ月間

※2 1年間のうち、企業債の償還や建設改良費等に係る支出が最も多い月の直近5年間の平均支出額を基に算出

#### ○内部留保資金残高の今後の見通し



# 1 水道料金のあり方について

## (5) -① 投資・財政計画

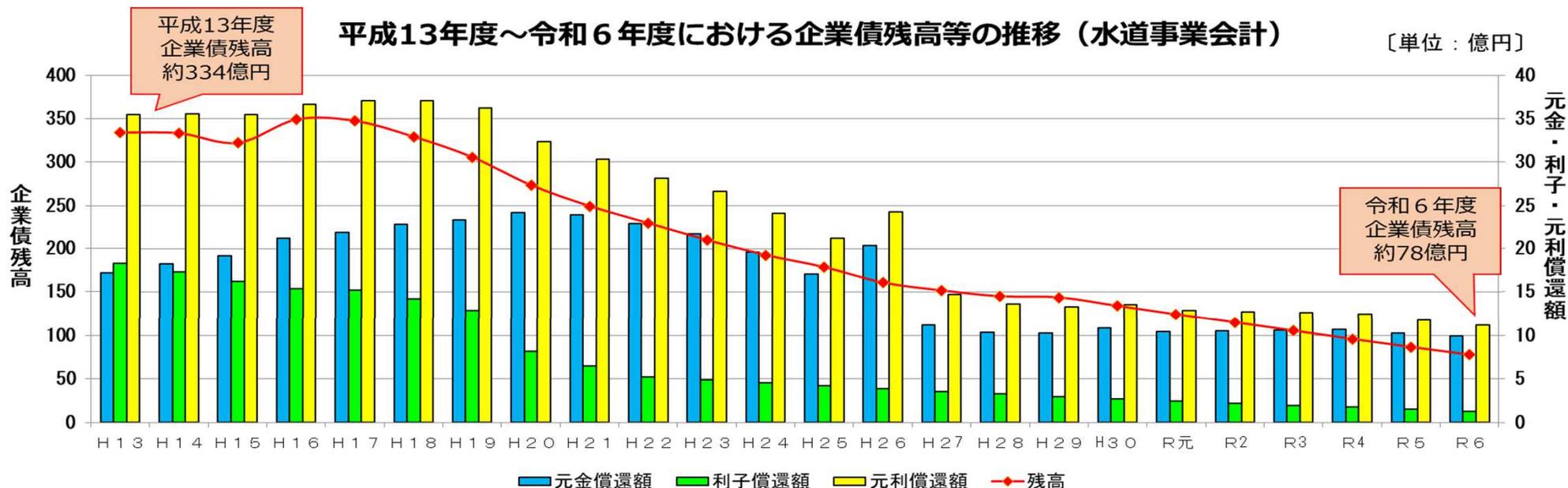
### ウ 建設改良費等の財源について

#### ○企業債の活用について

- ・ 企業債の借入れは少ない方が利息の支払いが減るなど収支上のメリットがあるものの、水道施設は一つ一つの資産が高額で、かつ長期間使用できることから、企業債を適切に活用することで更新費用の世代間負担の公平を図り、内部留保資金の減少を一定抑えることができる。

#### ○企業債残高等の推移

- ・ 前回改定時（平成13年度）以降、企業債残高は減少傾向。令和6年度末時点で約78億円（平成13年度から約256億円減）
- ・ 長崎市上下水道事業マスタープラン2015では企業債残高の目標値を79億円と設定。借入の縮減により令和6年度の残高は約78億円と目標値を達成。引き続き給水収益と企業債残高のバランスを図りながら、主に老朽管更新等に対する企業債の活用を図っていく。



## 1 水道料金のあり方について

### (5) -② 料金水準（平均改定率）の検討

#### 【料金水準検討の基本的な考え方】

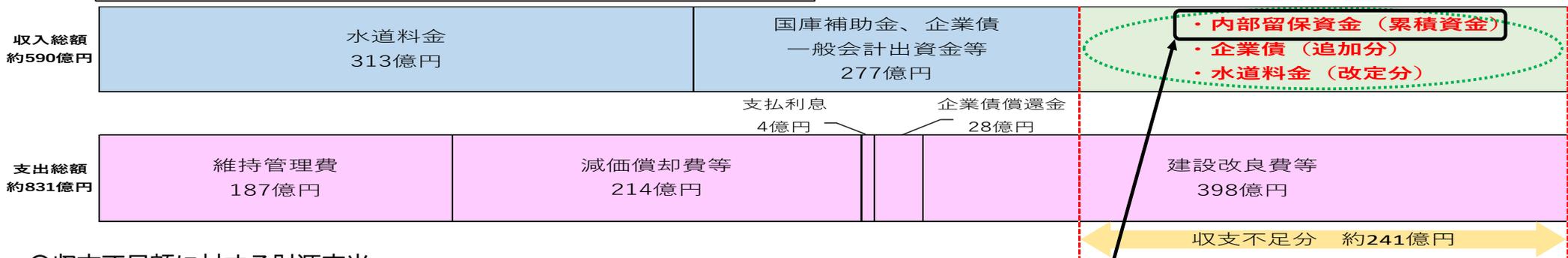
- 1 水道料金収入によって純利益（水道施設の計画的な更新等のための資金）が確保できることを前提
- 2 企業債（借入金）は、世代間の負担の公平を図るため、償還金や支払利息が収支に与える影響等を考慮しながら、長期的な使用に耐える管路等への更新費用に適用
- 3 内部留保資金については、非常時の運転資金に必要な額を目標額に設定
- 4 算定は、収支不足額から充当可能な内部留保資金（料金算定期間に発生する減価償却費や純利益等）を差引き、残りの収支不足額について企業債と水道料金改定分で調整

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ② 料金水準 (平均改定率)の検討

### ア 収支試算による料金改定率の算定

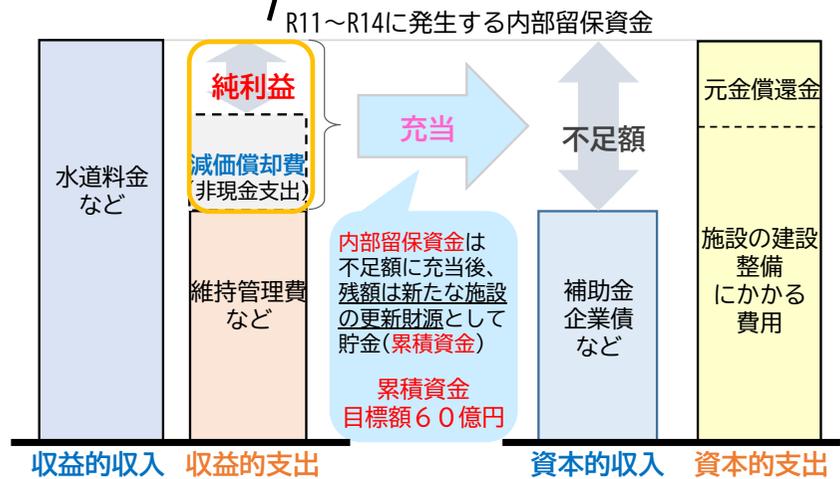
収支不足額 (約241億円) に対する財源充当について



#### ○収支不足額に対する財源充当

収支不足額に対し、まずは手持ち資金である内部留保資金を充当したうえで、追加可能な企業債、改定する水道料金の額を調整する。

内部留保資金については、料金算定期間 (R11~R14) 以降に施設の更新財源や非常時の運転資金等とする約60億円を除くと、料金算定期間中に充当可能な金額は約170億円。



- ・減価償却費：水道施設の更新を行った翌年以降、当該施設の法定耐用年数の間、次の施設更新に備えて分割して計上する費用。施設の更新財源となる。
- ・純利益：料金収入などの収益から、運営に必要なすべての費用を差し引いた残りの金額。建設改良費や企業債の償還等の財源となる。

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -② 料金水準（平均改定率）の検討

### ア 収支試算による料金改定率の算定

- ・料金改定率は、収支不足額から充当可能な内部留保資金(約170億円)を控除し、さらに、充当可能な企業債を控除した残額を料金改定により賄うとした場合の改定率
- ・企業債は料金改定の基本的な考え方に基づき、老朽管の更新事業である配水施設整備事業に適用することとし、適正額(※)を設定するために下記の(i)～(iv)のパターンについてシミュレーション

第13次配水施設整備事業 料金算定期間（R11～R14）の全体事業費 約112億円				
財源	国庫補助金	企業債の充当額	自己資金	
	約12億円	i	50億円（全体事業費の概ね50%）（MP2025比約42億円増）	約50億円
		ii	40億円（ // 40%）（ // 約32億円増）	約60億円
		iii	30億円（ // 30%）（ // 約22億円増）	約70億円
		iv	20億円（ // 20%）（ // 約12億円増）	約80億円

※企業債の償還金や支払利息が収支に与える影響等を考慮しながら、水道料金によって純利益（水道施設の計画的な更新等のための資金）が一定確保できることを前提とした原価計算による適正額の設定。

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -② 料金水準（平均改定率）の検討

### ア 収支試算による料金改定率の算定

	(i)	(ii)	(iii)	(iv)
企業債の充当額 (第13次配水施設整備事業)	<b>50億円</b>	<b>40億円</b>	<b>30億円</b>	<b>20億円</b>
料金算定期間の料金収入	342.2億円	352.2億円	362.2億円	372.2億円
うち料金改定による増収額	28.5億円	38.5億円	48.5億円	58.5億円
うち純利益見込	15.6億円 (3.9億円/年)	25.7億円 (6.4億円/年)	35.9億円 (9.0億円/年)	46.1億円 (11.5億円/年)
資産維持費率(※)	0.146%	0.241%	0.336%	0.431%
令和14年度純利益見込 (料金算定期間最終年度)	1.8億円 【R6当初予算 約4.4億円】	4.4億円 【R6当初予算 約4.4億円】	6.9億円 【R6当初予算 約4.4億円】	9.5億円 【R6当初予算 約4.4億円】
<b>料金改定率</b>	<b>9.09%</b>	<b>12.27%</b>	<b>15.46%</b>	<b>18.65%</b>
<b>評価</b>	市民負担の軽減 ◎ 水道事業の経営 ×	市民負担の軽減 ○ 水道事業の経営 ○	市民負担の軽減 △ 水道事業の経営 ○	市民負担の軽減 × 水道事業の経営 △
	R14(料金算定期間最終年度)の純利益が、直近のR6当初予算を下回り、経営上の余裕が全くない	R14の純利益が、直近のR6当初予算と同規模であり、期間中の経営に過不足のない適正な額である	R14の純利益が、直近のR6当初予算より多少余裕があり、期間中の経営に必要な額をやや超える	純利益の規模が全体的に過大で、期間中の経営に必要な額を超える
	<b>×</b>	<b>◎</b>	<b>○</b>	<b>×</b>

※ 資産維持率は、保有する償却資産（減価償却の対象となる資産）全体に対する、純利益の割合を表す。

○以上のことから、今回の料金改定にあたり、(ii) 企業債の充当額40億円を適正額とした原価計算に基づき、料金改定率は**12.27%**としたい

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

### 現行の料金体系

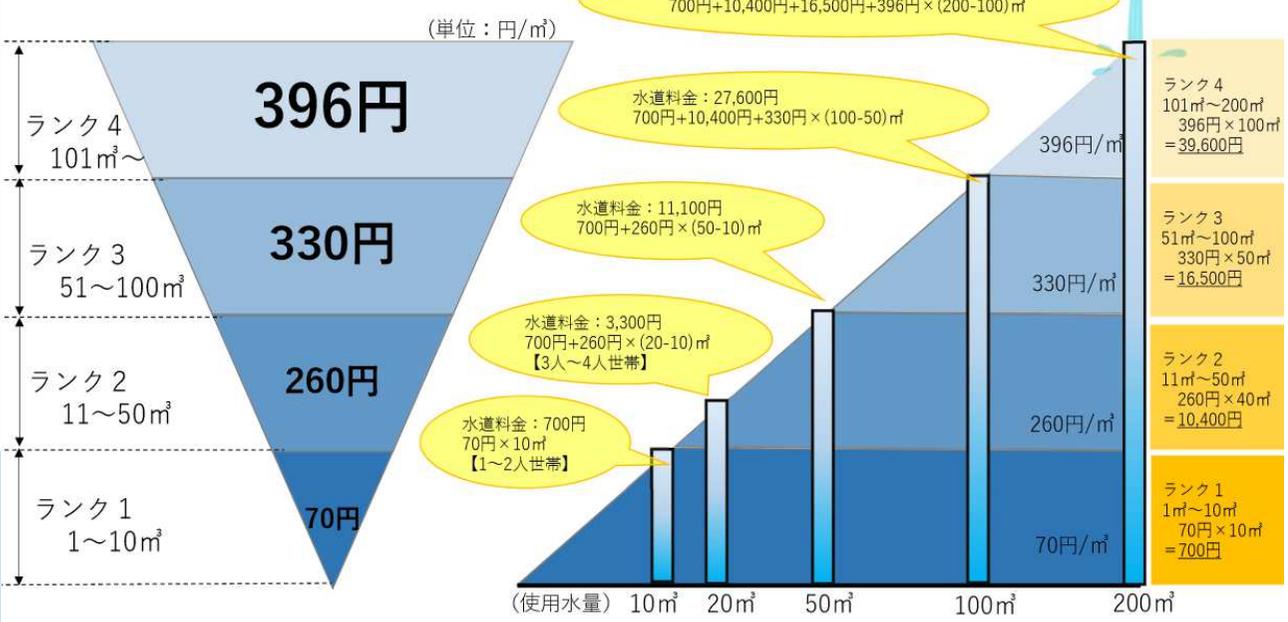
1か月・1m<sup>3</sup>あたりの料金(単位:円)

口径	基本料金	従量料金							
		1~10m <sup>3</sup> (ランク1)	11~50m <sup>3</sup> (ランク2)	51~100m <sup>3</sup> (ランク3)	101m <sup>3</sup> ~ (ランク4)				
φ13mm	805円	70円	260円	330円	396円				
φ20mm									
φ25mm						→ 逓増型 →			
φ40mm						→ 逓増型 →			
φ50mm						→ 逓増型 →			
φ75mm						→ 逓増型 →			
φ100mm						→ 逓増型 →			
φ150mm						→ 逓増型 →			
φ200mm以上	45,000円								
公衆浴場用	一般用と同じ	70円							
船舶用	一般用と同じ	170円							
臨時用	なし	396円							

**基本料金は、**  
水道供給のための施設の維持管理費などに充てられるもの。  
使用水量が異なる利用者間の負担の公平を図るため、使用者が必要とする水量(水道管の口径)に応じて金額を設定する「口径別料金」を採用

**従量料金は、**  
使用した水量(m<sup>3</sup>)に応じて発生する料金。節水を促し、新たな水源開発を抑制するために、使用水量が多くなるほど単価が高くなる「逓増型」を採用

従量料金の単価計算イメージ図



# 1 水道料金のあり方について

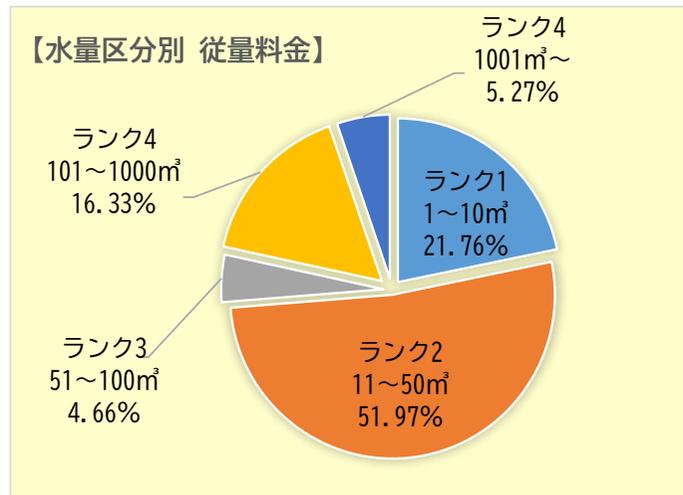
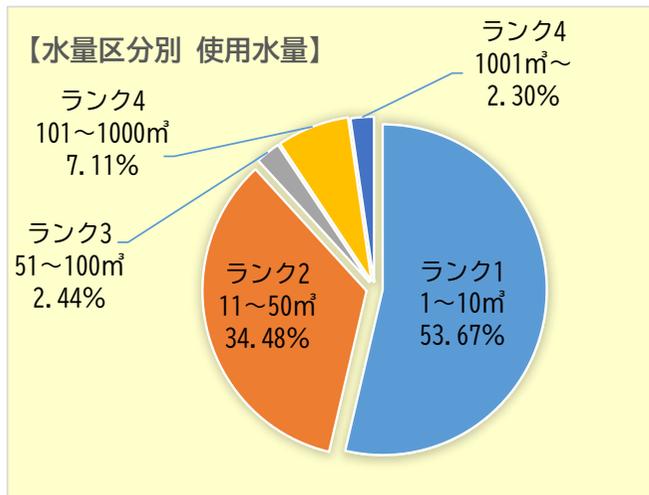
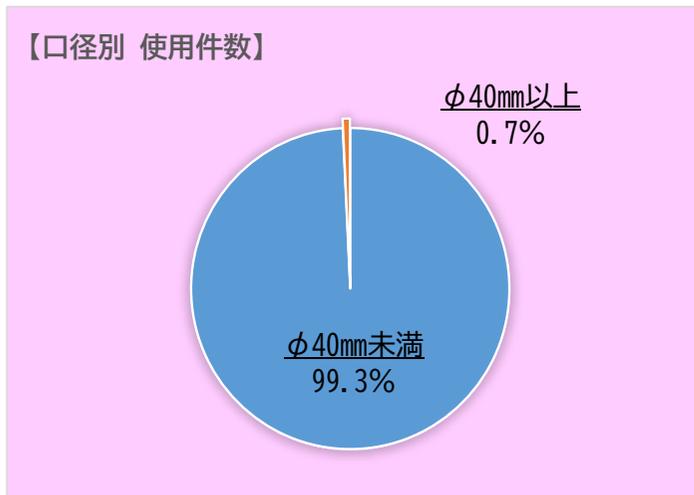
## (5) - ③ 料金体系の検討

### 料金体系の現状と課題

【口径別使用件数・水量区分別使用水量 構成比（一般用）】

区分	基本料金単価 (円/月)	R6使用件数 (月平均)	構成比
口径別 使用件数			
φ20mm以下	805円	211,222件	97.94%
φ25mm	1,000円	2,854件	1.32%
φ40mm	2,500円	1,045件	0.48%
φ50mm	4,500円	411件	0.19%
φ75mm	9,500円	112件	0.05%
φ100mm	16,000円	22件	0.01%
φ150mm	33,000円	6件	0.003%
φ200mm	45,000円	2件	0.001%
年間総件数		2,503,526件	

区分	従量料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	R6使用水量 (m <sup>3</sup> /年)	構成比	従量料金 (千円/年)	構成比
水量区分別 使用水量 及び 従量料金					
ランク1 1~10m <sup>3</sup>	70円	19,257,042m <sup>3</sup>	53.67%	1,347,123千円	21.76%
ランク2 11~50m <sup>3</sup>	260円	12,373,963m <sup>3</sup>	34.48%	3,217,230千円	51.97%
ランク3 51~100m <sup>3</sup>	330円	874,994m <sup>3</sup>	2.44%	288,748千円	4.66%
ランク4 101~1000m <sup>3</sup>	396円	2,552,758m <sup>3</sup>	7.11%	1,010,892千円	16.33%
ランク4 1001m <sup>3</sup> ~	396円	824,559m <sup>3</sup>	2.30%	326,525千円	5.27%
年間総計		35,883,316m <sup>3</sup>		6,190,518千円	



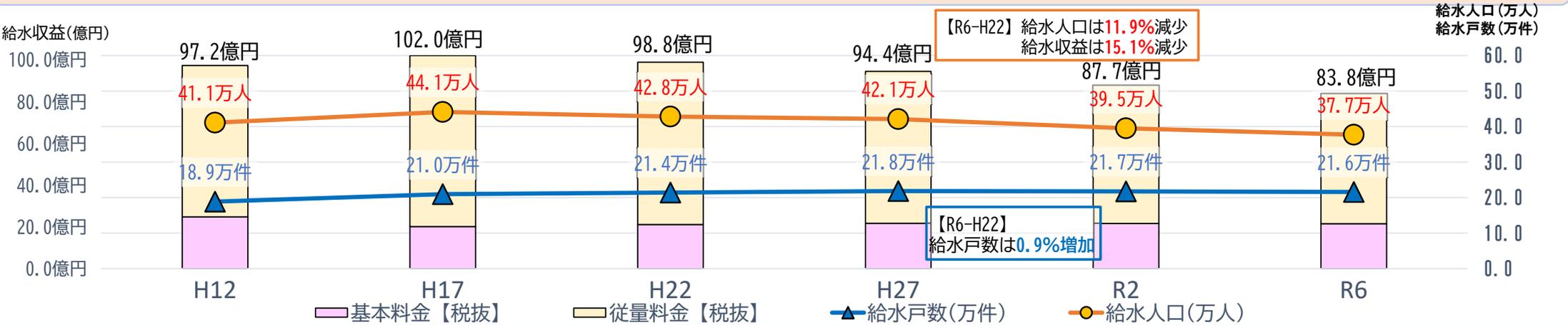
# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

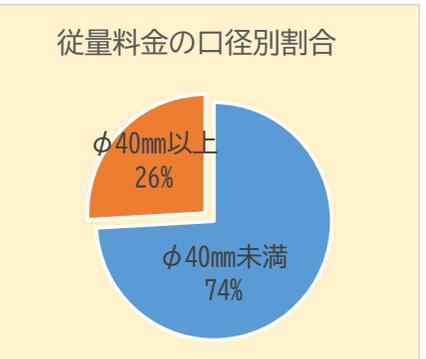
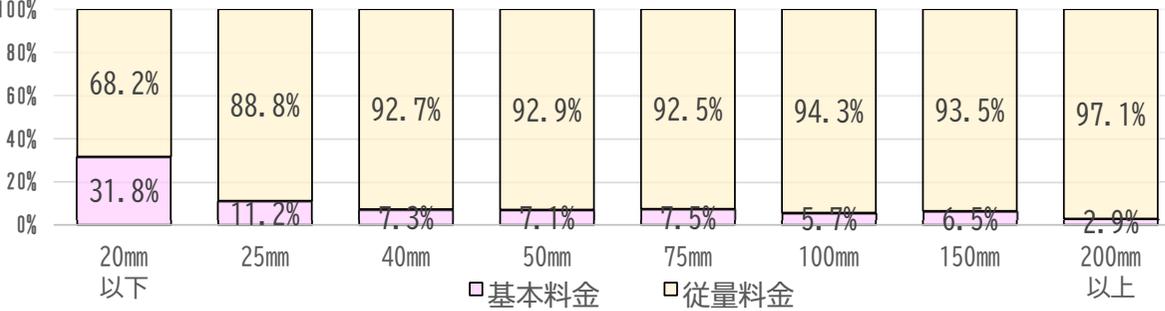
### 料金体系の現状と課題

#### 【給水人口・給水戸数・水道料金（口径別）】

使用水量の減に伴い水道料金収入は年々減少傾向であるが、給水戸数は、ほぼ横ばい状態  
 固定費の多くを従量料金に配分しているため、使用水量の減少が料金収入に大きく影響し、必要な固定費を回収できていない状況



#### 口径別 基本料金・従量料金割合(R6)



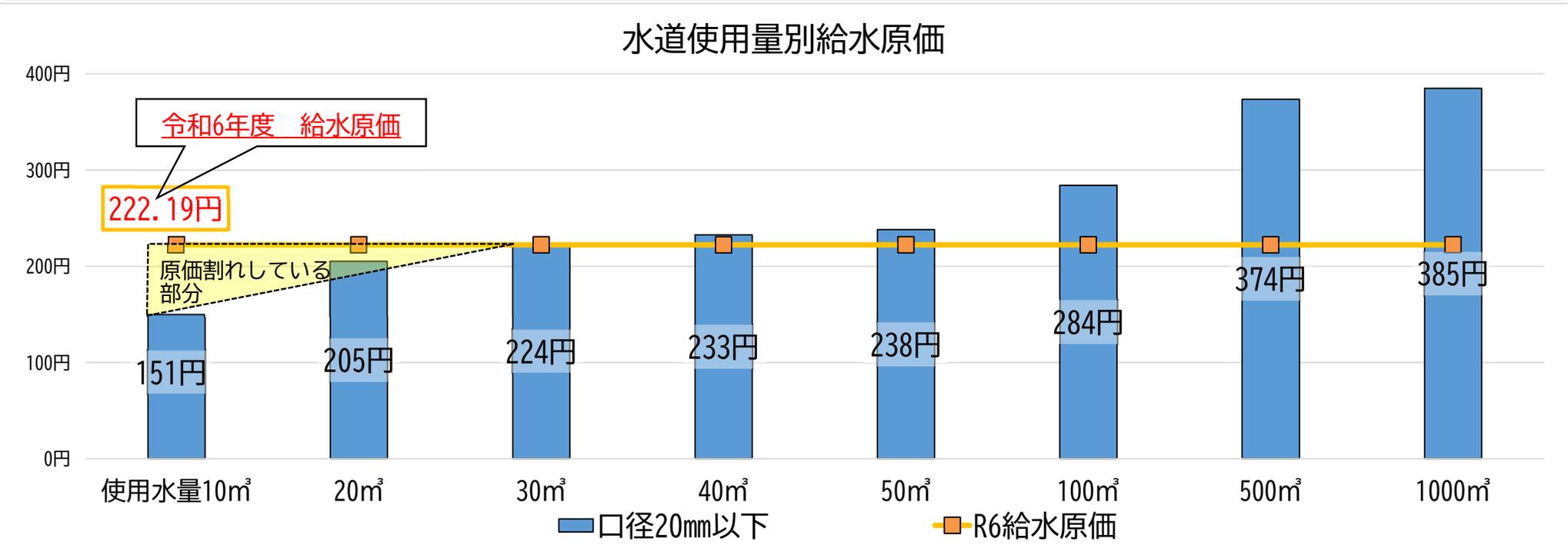
# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

### 料金体系の現状と課題

#### 【給水原価】

使用水量が少ない場合の水道料金単価は、給水原価（製造単価）を下回る



使用水量	~10m³	11~20m³	21~30m³	31~40m³	41~50m³	51~100m³	101~500m³	501~1000m³
調定件数	1,270,369件	783,636件	319,002件	79,096件	20,729件	16,570件	11,343件	1,590件
(割合)	50.74%	31.30%	12.74%	3.16%	0.83%	0.66%	0.45%	0.06%

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

### 料金体系の現状と課題

#### 【逡増型の料金設定】

現行の従量料金は、節水意識を高めることによる新たな水源開発の抑制と小口使用者の料金の低廉化を目的に、使用量が多くなるほど単価が高くなる逡増型の料金体系としている

しかしながら、逡増型の料金体系は大口使用者への負担が大きいことから、地下水を利用する事業者の増加を招き、需要減少以上の速さで収入減を招く状況になっている

#### 水量区分別使用水量・料金の推移

区分	単価 (円)	有収水量			水道料金収入				
		H22 (千m <sup>3</sup> )	R6 (千m <sup>3</sup> )	増減 (千m <sup>3</sup> )	H22 (千円)	R6 (千円)	増減 (千円)	増減率 (%)	
従量料金 水量区分	1~10m <sup>3</sup>	70	20,183	19,257	▲ 926	1,412,098	1,347,122	▲ 64,976	▲ 4.6%
	11~50m <sup>3</sup>	260	15,591	12,374	▲ 3,217	4,085,447	3,217,230	▲ 868,217	▲ 21.3%
	51~100m <sup>3</sup>	330	1,169	875	▲ 294	391,233	288,748	▲ 102,485	▲ 26.2%
	101m <sup>3</sup> ~	396	4,583	3,377	▲ 1,206	1,847,743	1,337,418	▲ 510,325	▲ 27.6%
計			41,526	35,883	▲ 5,643	7,736,521	6,190,518	▲ 1,546,003	-

↓  
単価が高い  
水量区分ほど  
減少率が大き  
くなっている

#### 有収水量と水道料金の減少率比較

	H22	R6	増減	増減率
有収水量	41,526千m <sup>3</sup>	35,883千m <sup>3</sup>	▲5,643千m <sup>3</sup>	▲ 13.6%
水道料金収入	7,736,521千円	6,190,518千円	▲1,546,003千円	▲ 20.0%

単価が高い区分の減少率が大きいことにより、有収水量の減少率に比べて水道料金収入の減少率が大きくなっている

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

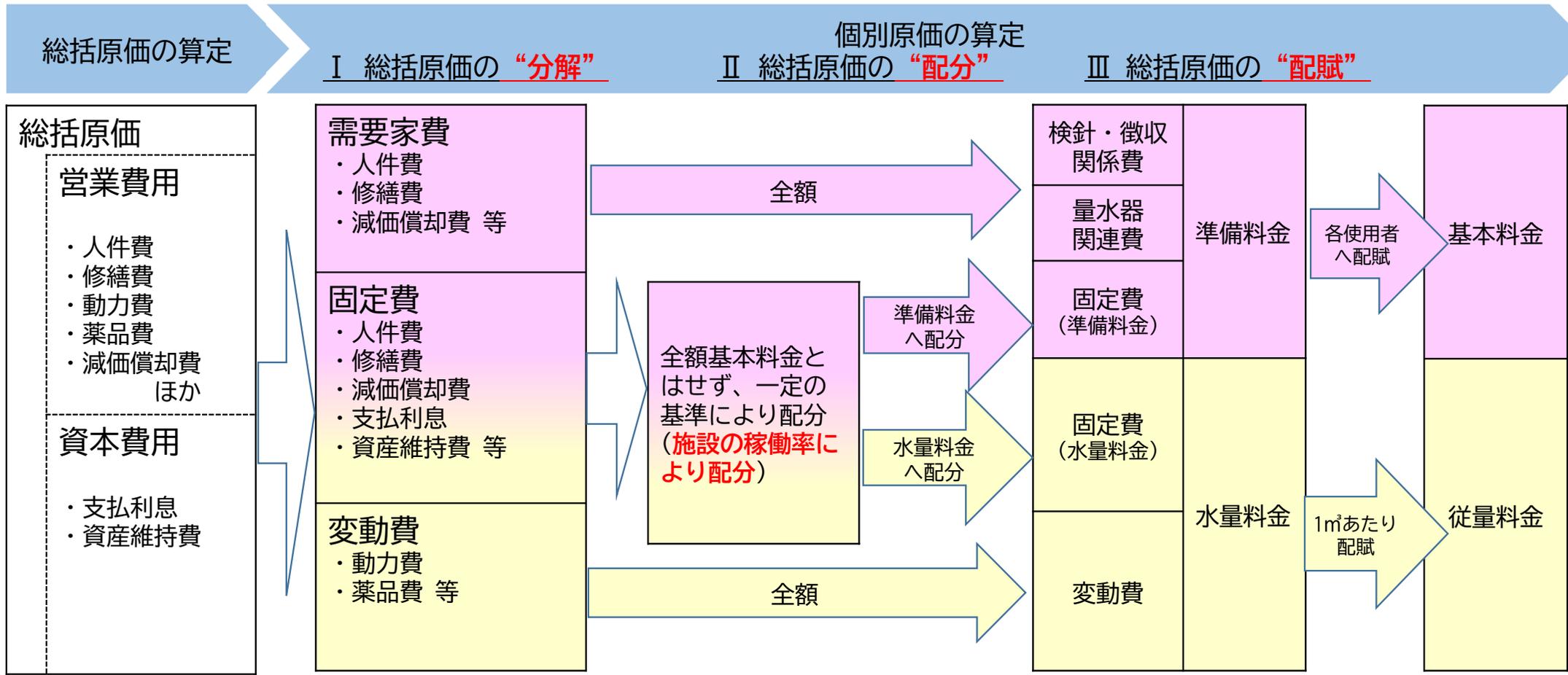
### 料金体系の課題と見直し方針

現状と課題	見直し方針												
<p>給水人口の減少に伴い、<u>使用水量及び料金収入は年々減少傾向</u></p>	<p>■安定的な料金収入の確保</p>												
<p>給水人口や料金収入の減少に対して、<u>給水戸数は、ほぼ横ばいで推移</u></p>	<p>・基本料金と従量料金を見直しをセットで行うことにより、水需要の急激な変動があったとしても安定的な料金収入が見込まれる料金体系へ見直し</p>												
<p>核家族化や節水機器の普及により、<u>1戸当たりの使用水量が減少</u></p>	<p>■基本料金と従量料金の配分の見直し</p>												
<p>従量料金が逓増型であるため、水需要が減少する中、<u>少量使用者における料金単価が給水原価（製造単価）を下回ることが常態化</u></p>	<p>・水道施設の維持・更新に必要な固定的経費を回収するためには、<u>基本料金の割合を増加</u>する必要がある</p>												
<p><u>大口径契約者の使用水量の変動が料金収入に与える影響が大きい</u></p> <p>口径40mm以上の給水戸数比率→ 0.7%</p> <p>口径40mm以上の料金収入比率→ 20.7%</p>	<p>・従量料金から基本料金へ配分を見直すことで安定的な水道水の供給、水需要の増減に影響されない体制を確保</p>												
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="98 895 622 1236"> <p>口径別 給水戸数の比率</p> <table border="1"> <caption>口径別 給水戸数の比率</caption> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ40mm以上</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>φ40mm未満</td> <td>99.3%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="622 895 1106 1236"> <p>口径別 水道料金の比率</p> <table border="1"> <caption>口径別 水道料金の比率</caption> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ40mm以上</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>φ40mm未満</td> <td>79.3%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	口径	比率	φ40mm以上	0.7%	φ40mm未満	99.3%	口径	比率	φ40mm以上	20.7%	φ40mm未満	79.3%	<p>■基本料金の見直し</p> <p>・給水のために必要な費用については、メーターの契約口径に応じた適切な負担となるよう<u>口径別基本料金を見直し</u></p> <p>■従量料金における逓増度の緩和</p> <p>・従量料金については給水原価との乖離を埋めるため<u>第1ランク (1~10m<sup>3</sup>) の単価を見直し</u></p> <p>・大口径契約者の使用水量が料金収入全体へ大きな影響を与えることに鑑み、大口径契約者の水道利用への抵抗感を軽減するため<u>第5ランク (1,001m<sup>3</sup>以上) を新設</u></p>
口径	比率												
φ40mm以上	0.7%												
φ40mm未満	99.3%												
口径	比率												
φ40mm以上	20.7%												
φ40mm未満	79.3%												

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

料金体系検討の流れ



# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

### ア 基本料金と従量料金の配分見直し

#### 固定費の基本料金への配分について

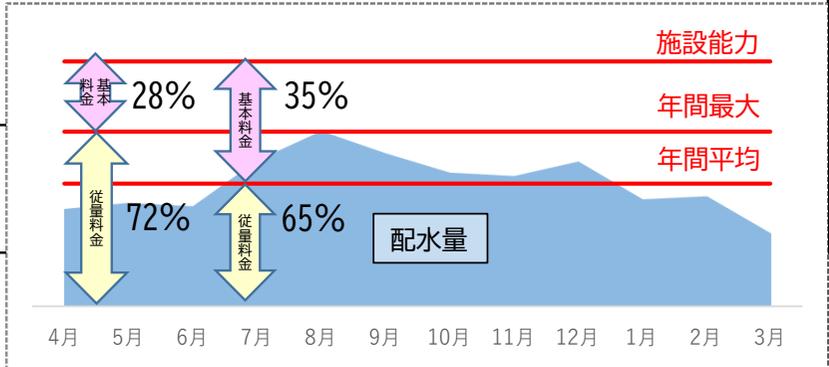
水道料金改定業務の手引き（抜粋）：（公社）日本水道協会 発行

・水道事業においては、最大給水量（過去1年間における1日の最大給水量）に見合った浄水施設能力（1日の最大給水可能量）を有していれば安定供給が確保できるものではなく、事故や点検による浄水施設の休止、施設の更新なども考慮して、最大給水量に加えて一定の余裕をもった施設能力を保有する必要がある。これらの保有施設に係る固定費は、実際の水道供給に関わらない経費であることから、準備的な経費としてすべて基本料金に配分すべきものと考えられる

#### 長崎市の固定費の基本料金への配分の考え方

- ・現行の料金制度においては、固定費をすべて基本料金に配分すると基本料金が高額になりすぎるため、固定費の一定割合を従量料金へ配分
- ・しかしながら、従量料金は水需要の変動の影響が大きく、今後、使用水量が大きく減少した場合、施設の維持管理費等が確保できなくなる恐れがあるため、安定的に水道水を供給するためには、固定費の基本料金への配分を増加させることが必要
- ・なお、基本料金への配分については、浄水施設の稼働率による方法が一般的であり、現行は最大給水量を供給する場合の施設稼働に相当する部分を従量料金に配分しているが、最大給水量の発生は年に1日であり、その他の日の供給量と大きく異なる可能性があるため、今回の改定にあたっては、余剰の施設能力は非常時の対応に備えるもので、その受益は全ての利用者に平等に及ぶと考え、年間の平均給水量に見合う施設稼働に相当する部分を従量料金に配分

現行 ↓ 改定案	基本料金 28% (浄水施設能力-最大給水量) ÷ 浄水施設能力 従量料金 72% 最大給水量132,677m <sup>3</sup> /日 ÷ 浄水施設能力183,802m <sup>3</sup> /日
	基本料金 35% (浄水施設能力-平均給水量) ÷ 浄水施設能力 従量料金 65% 平均給水量118,716m <sup>3</sup> /日 ÷ 浄水施設能力183,802m <sup>3</sup> /日

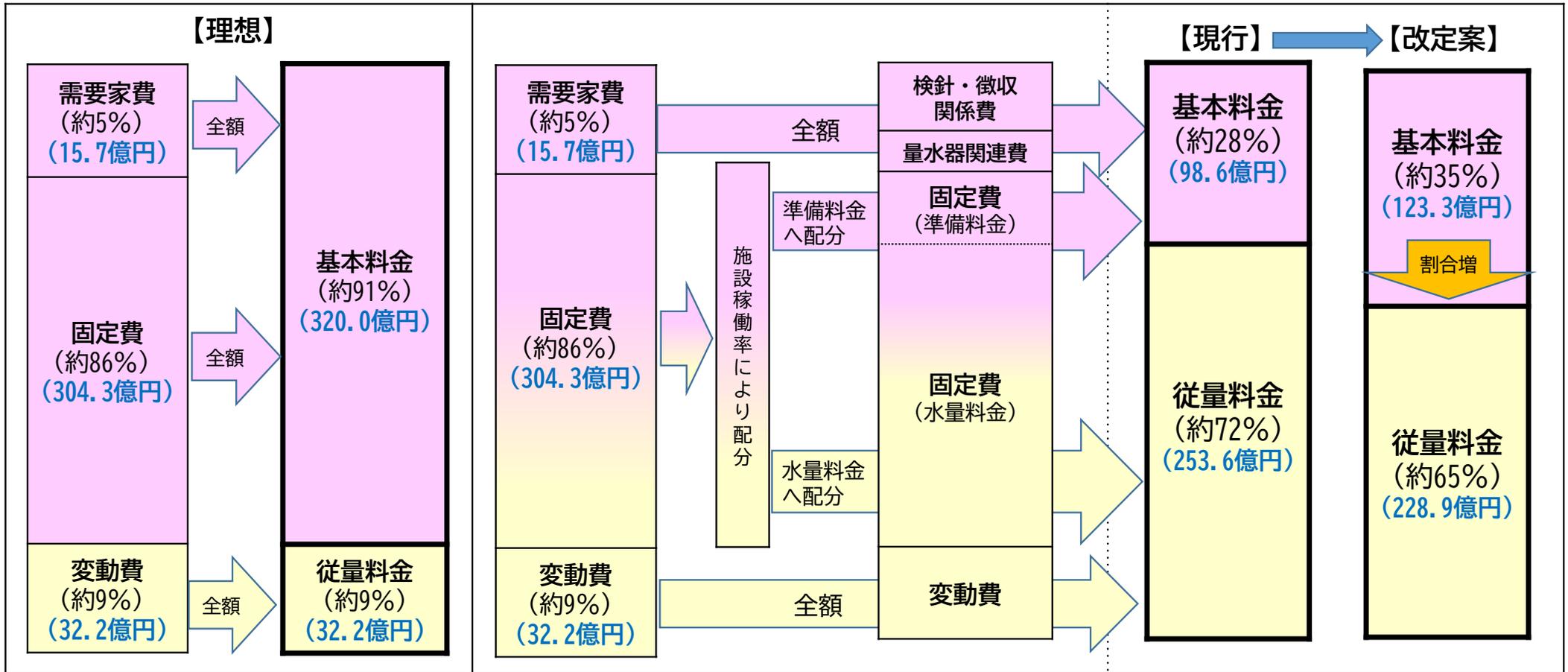


# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

### ア 基本料金と従量料金の配分見直し

固定費の基本料金への配分の流れ



※金額は平均改定率12.27%の場合

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

### イ 基本料金の設定

各契約口径に対する基本料金の配賦について

- ・大口径契約者は、小口径契約者と比較すると、より大きい浄水施設能力を確保する必要があるが、現行の基本料金は、平成13年度の料金改定時に激変緩和措置として、本来の浄水施設能力に応じた配賦となっていない状況。
- ・口径ごとの基本料金の設定は、水道管の口径毎における理論的な流量（理論的流量：ウィリアム・ヘーゼンの公式による）を基に算定する方法が水道料金算定要領にて推奨されており、今回、理論流量比を考慮した基本料金に見直す。

基本料金の改定案（基本料金の配賦額）

平均改定率：12.27%

1か月あたりの料金（単位：円）

	φ13・20mm	φ25mm	φ40mm	φ50mm	φ75mm	φ100mm	φ150mm	φ200mm
①現行	805	1,000	2,500	4,500	9,500	16,000	33,000	45,000
②改定料金（ア）+（イ）+（ウ）	1,100	2,500	7,500	13,500	35,500	72,000	198,500	417,000
（ア）検針・徴収関係費 口径に関わらず一定割合で配賦	114	114	114	114	114	114	114	114
（イ）量水器関連費 メーター取得価格に基づき配賦	36	47	184	947	1,208	1,766	4,414	17,655
（ウ）固定費 口径別の水量比率に基づき配賦	953	2,367	7,367	12,540	34,378	69,982	193,759	399,361
③現行との差（②-①）	+295	+1,500	+5,000	+9,000	+26,000	+56,000	+165,500	+372,000

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

### ウ 従量料金の設定

#### 使用水量に対する従量料金の配賦について

- ・従量料金の料金単価は、使用者群の差異にかかわらず均一単価とすることが原則であるが、現行制度では節水を促し、新規水源開発を抑制することを主な目的として、逡増型の料金体系を採用
- ・近年、人口の減少や節水機器の普及等により水需要が減少していることから、従量料金を一部逡減制へ見直すことで料金収入の安定を図る

#### 改定① 使用量が小さいランクの従量単価の増額

- ・現行のランク1 (1~10m<sup>3</sup>) の単価は、生活用水に配慮して、給水原価※1 (R6 222.19円/m<sup>3</sup>) を大幅に下回る単価設定となっている
- ・安定的な水道料金収入を見込むには、全体の使用水量の約90%を占める使用水量100m<sup>3</sup>/月以下の従量料金単価 (ランク1~3) の増額が必要

案1	全使用者に適用するランク1 (1~10m <sup>3</sup> ) の従量料金単価のみ増額 ランク4 (101~1,000m <sup>3</sup> ) の従量料金を減額
案2	全使用者に適用するランク1 (1~10m <sup>3</sup> ) の従量料金単価のみ増額
案3	ランク1~3 (1~10m <sup>3</sup> 、11~50m <sup>3</sup> 、51~100m <sup>3</sup> ) の従量料金単価を同じ額で増額
案4	ランク1~3 (1~10m <sup>3</sup> 、11~50m <sup>3</sup> 、51~100m <sup>3</sup> ) の従量料金単価を同じ割合で増額

#### 改定② 使用量大きいランクの従量単価の新設

- ・現行では、使用水量101m<sup>3</sup>以上/月 (ランク4) の単価が一律396円/m<sup>3</sup>と、給水原価※1 (R6 222.19円/m<sup>3</sup>) を上回っているため、特に大量の水を必要とする事業所 (医療機関、福祉施設、工場、商業施設等) への従量料金収入全体への依存度が大きい
- ・基本料金の増額により一定の固定費を回収しつつ、こうした大量の水を使う事業所への依存度を軽減するため使用水量1,001m<sup>3</sup>/月以上のランク (ランク5) を新設

※1 給水原価…水道水1m<sup>3</sup>を製造するために必要な費用 (製造原価)

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

平均改定率：12.27%

### ウ 従量料金の設定

従量料金の改定案（見直し単価案の比較）

1 m<sup>3</sup>あたりの料金（単位：円）

区分		案1（ランク1増・4減）	案2（ランク1増）	案3（同額増）	案4（同率増）
		ランク1 現行 70 ⇒ 80	ランク1 現行 70 ⇒ 75	ランク1 現行 70 ⇒ 73	ランク1 現行 70 ⇒ 72
ランク2 現行 260 ⇒ 260	ランク2 現行 260 ⇒ 260	ランク2 現行 260 ⇒ 263	ランク2 現行 260 ⇒ 268		
ランク3 現行 330 ⇒ 330	ランク3 現行 330 ⇒ 330	ランク3 現行 330 ⇒ 333	ランク3 現行 330 ⇒ 340		
ランク4 現行 396 ⇒ 360	ランク4 現行 396 ⇒ 396	ランク4 現行 396 ⇒ 396	ランク4 現行 396 ⇒ 396		
ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク5 現行 396 ⇒ 250		
使用者への影響		全使用者に適用するランクのみの増額であり、公平な負担となる。負担が大きい大口使用者の負担を緩和する	全使用者に適用するランクのみの増額であり、公平な負担となる	使用水量に応じた負担となる	使用水量に応じた負担となるが、使用水量が増えるほど負担幅が大きくなる
改定の影響	単身・高齢者世帯（概ね～10m <sup>3</sup> /月）	概ね100円/月の増	概ね50円/月の増	概ね30円/月の増	概ね20円/月の増
	ファミリー・子育て世帯（概ね～20m <sup>3</sup> /月）	//	//	概ね60円/月の増	概ね100円/月の増
	中小・零細事業者（概ね～100m <sup>3</sup> /月）	//	//	概ね300円/月の増	概ね840円/月の増
	大規模事業者（概ね～1,000m <sup>3</sup> /月）	概ね32,300円/月の減	//	//	//
	大規模事業者（概ね～2,000m <sup>3</sup> /月）	概ね178,300円/月の減	概ね145,950円/月の減	概ね145,700円/月の減	概ね145,160円の減
	従量料金の通増度（現行：5.66）	4.50	5.28	5.42	5.50

- ・ 水需要の減少を見据え、安定的な料金収入を確保するため、ランク1の料金収入に比重を置くと同時に、大口使用者の水需要の動向による影響を少なくするため、**案1を採用**

# 1 水道料金のあり方について

## (5) -③ 料金体系の検討

平均改定率：12.27%

### ウ 従量料金の設定

#### 従量料金の改定による増減額

【1年間あたりの水量・金額】

ランク別 区分	現行 (円/m <sup>3</sup> )	改定案 (円/m <sup>3</sup> )	①令和7年度	②令和14年度	③差(②-①)				改定による 増減額 (⑥-④) (円)	算定期間におけ る増減額 (R11~R14) (円)	
			使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用水量		④現行単価での 従量料金収入の 増減額 (円)	⑤改定した場合の 従量料金収入の 増減額 (円)			
					(m <sup>3</sup> )	(増減率)					
ランク1	1~10m <sup>3</sup>	70	80	18,826,747	18,242,069	▲ 584,678	▲3.11%	▲ 40,927,443	141,493,250	182,420,693	729,682,770
ランク2	11~50m <sup>3</sup>	260	260	12,625,066	11,406,264	▲ 1,218,802	▲9.65%	▲ 316,888,650	▲ 316,888,650	0	0
ランク3	51~100m <sup>3</sup>	330	330	881,258	820,766	▲ 60,492	▲6.86%	▲ 19,962,525	▲ 19,962,525	0	0
ランク4	101~1,000m <sup>3</sup>	396	360	2,484,221	2,363,877	▲ 120,344	▲4.84%	▲ 47,656,224	▲ 132,755,796	▲ 85,099,572	▲ 340,398,288
ランク5 (新設)	1,001m <sup>3</sup> ~	396	250	675,276	642,565	▲ 32,711	▲4.84%	▲ 12,953,754	▲ 106,768,171	▲ 93,814,417	▲ 375,257,668
計				35,492,568	33,475,541	▲ 2,017,027	▲5.68%	▲ 438,388,596	▲ 434,881,892	3,506,704	14,026,814

# 1 水道料金のあり方について

## (5) - ③ 料金体系の検討

### ウ 従量料金の設定

#### その他用途別料金

平均改定率：12.27%

1か月あたりの料金（単位：円）

1㎡あたりの料金（単位：円）

区分	現行料金の説明	基本料金			従量料金						
		口径	現行	改定案	現行	改定案					
公衆浴場用 (φ25～φ75)	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場の用に供するもの 基本料金：一般用の口径別基本料金を適用 公衆衛生、公共性の観点から、従量料金で配慮をランク1の70円/㎡の単一単価としている 現在、市営浴場の2か所（長崎市高島浴場、長崎市池島港浴場）	一般用と同様	φ13・20mm	805	1,100	用途別単価	70	一般用の最低単価 80 (+10)			
			φ25mm	1,000	2,500						
			φ40mm	2,500	7,500						
			船舶用 (φ20～φ100)	船舶の給水の用に供するもの 基本料金：一般用の口径別基本料金を適用 船舶給水については、大型客船だけでなく離島航路や海域警備を行う船舶等、様々な業種が利用しているため、水量区分による従量料金を設定することなく単一単価としており、大型客船が他都市へ寄港する事態を避けるため、低廉な単価設定としている 現行単価：一般用使用水量20㎡の平均単価170円/㎡	用途別単価		φ50mm	4,500	13,500	170	一般用の最低単価と同額の増 180 (+10)
							φ75mm	9,500	35,500		
							φ100mm	16,000	72,000		
							φ150mm	33,000	198,500		
臨時用	工事その他臨時の用に供するもの 一時的な使用で定期検針も行わないなど、基本料金の考え方には馴染まないため、基本料金を設定していない 従量料金は、ランク4の396円/㎡の単一単価としている	基本料金の設定なし	φ200mm以上	45,000	417,000	396	一般用の最高単価 360 (▲36)				

# 1 水道料金のあり方について

## (6) 新たな料金体系 (案)

平均改定率：12.27%

### 料金体系案 (平均改定率12.27%)

1か月あたりの料金 (単位：円)

基本料金	現行	改定案 (現行との差)
φ13mm・φ20mm	805	1,100 (+295)
φ25mm	1,000	2,500 (+1,500)
φ40mm	2,500	7,500 (+5,000)
φ50mm	4,500	13,500 (+9,000)
φ75mm	9,500	35,500 (+26,000)
φ100mm	16,000	72,000 (+56,000)
φ150mm	33,000	198,500 (+165,500)
φ200mm以上	45,000	417,000 (+372,000)

1㎡あたりの料金 (単位：円)

	従量料金	現行	改定案 (現行との差)
一般	ランク1 (1~10㎡)	70	80 (+10)
	ランク2 (11~50㎡)	260	260 (0)
	ランク3 (51~100㎡)	330	330 (0)
	ランク4 (101~1,000㎡)	396	360 (▲36)
	ランク5 <b>新設</b> (1,001㎡~)	396	250 (▲146)
用途別	公衆浴場用	70	80 (+10)
	船舶用	170	180 (+10)
	臨時用	396	360 (▲36)

# 1 水道料金のあり方について

## (6) 新たな料金体系（案）

平均改定率：12.27%

新たな料金体系（案）による標準モデルへの影響

<一般用（一般家庭）>

1か月あたりの料金（単位：円）税抜き

標準モデル			①現行料金	②改定料金	③差額 (②-①)
モデル区分	口径	使用水量			
単身・高齢者世帯	φ20mm以下	10m <sup>3</sup> /月	1,505	1,900	+395
ファミリー・子育て世帯	φ20mm以下	20m <sup>3</sup> /月	4,105	4,500	+395

<参考：一般用（事業者）>

1か月あたりの料金（単位：円）税抜き

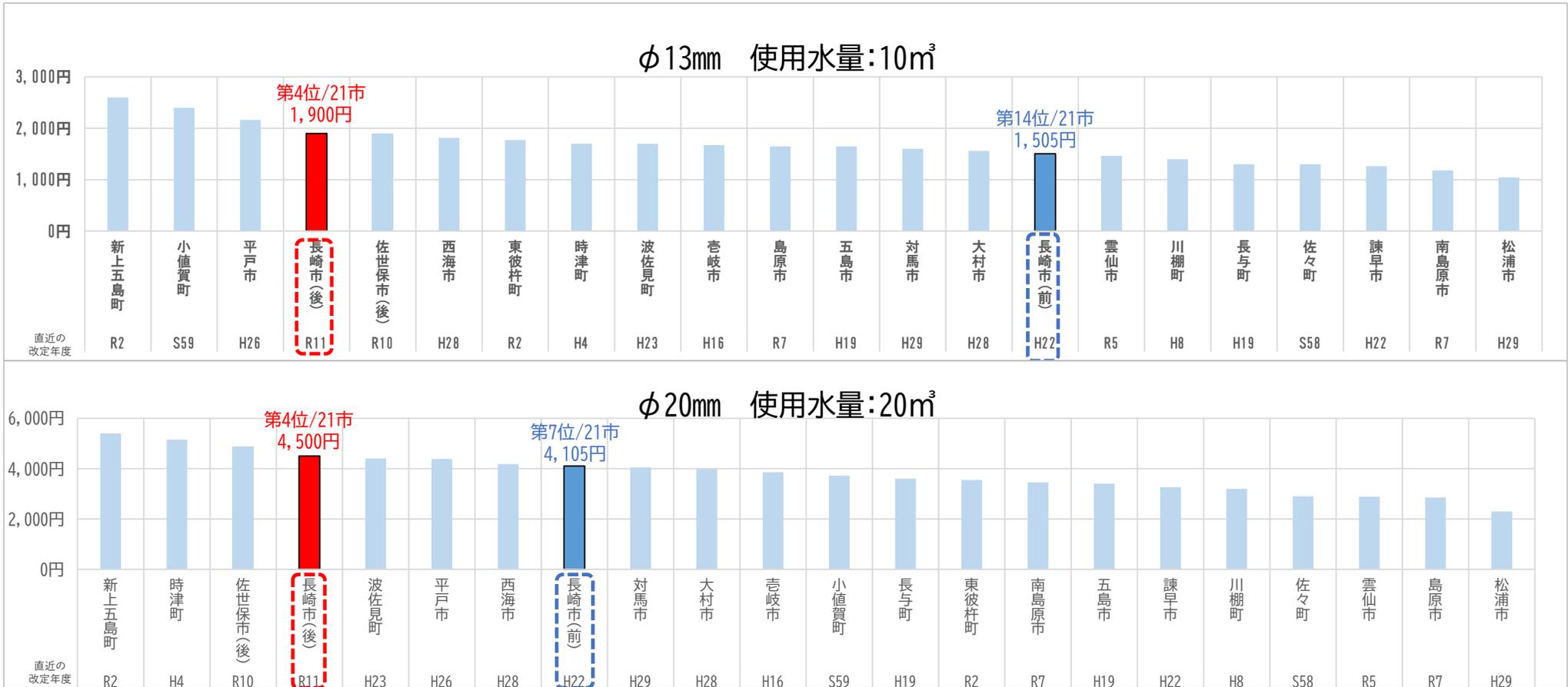
標準モデル			①現行料金	②改定料金	③差額 (②-①)
モデル区分	口径	使用水量			
民宿・ホームセンター など	φ40mm	100m <sup>3</sup> /月	30,100	35,200	+5,100
シティホテル・大型量販店 など	φ75mm	500m <sup>3</sup> /月	195,500	207,200	+11,700
公共施設・製造工場 など	φ100mm	1,000m <sup>3</sup> /月	400,000	423,700	+23,700

# 1 水道料金のあり方について

## (7) 他都市との料金比較 (県内)

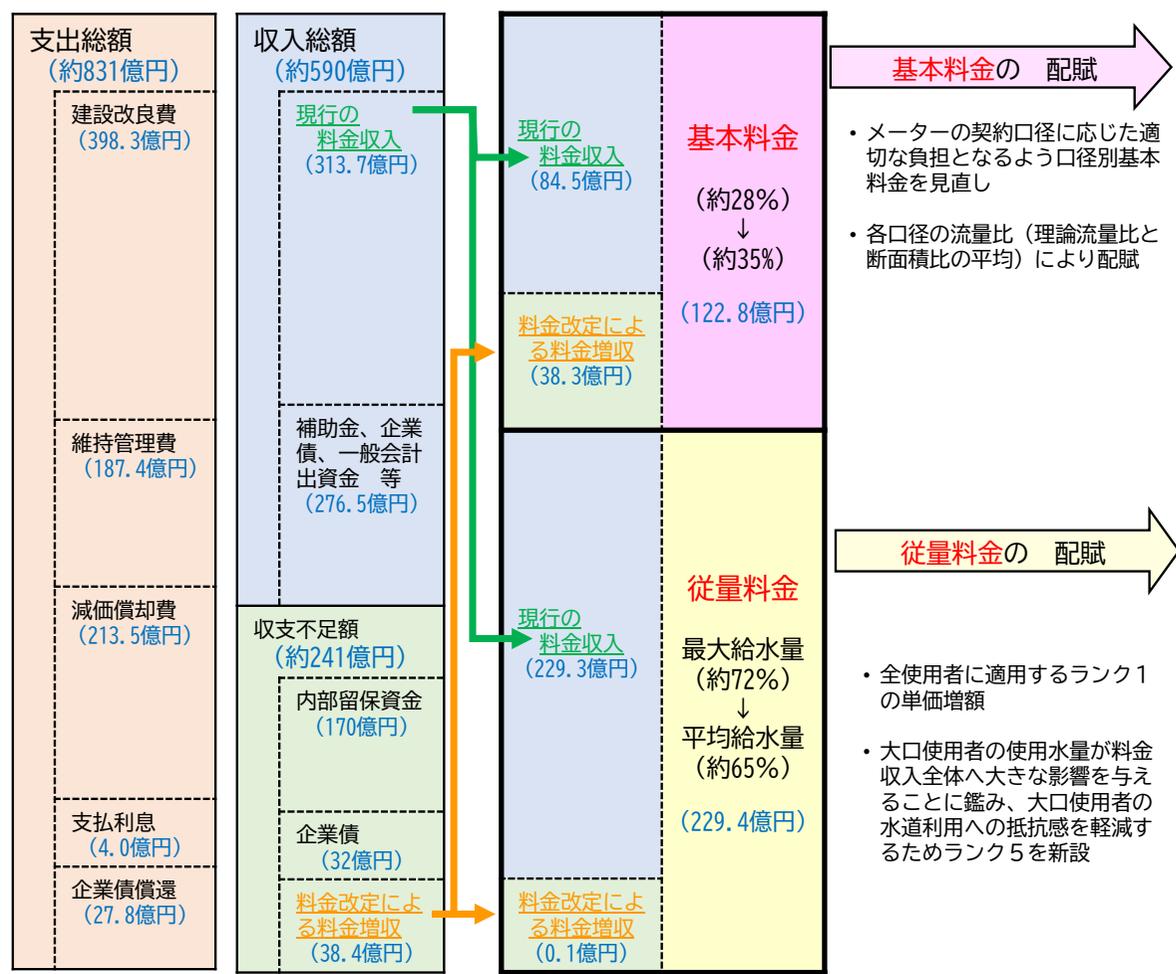
長崎県内の水道料金比較 一般家庭用モデル

1か月あたりの料金 (単位:円) 税抜き



# 1 水道料金のあり方について

(8) 料金改定の全体図  
(料金算定期間 R11~R14、平均改定率 12.27%)

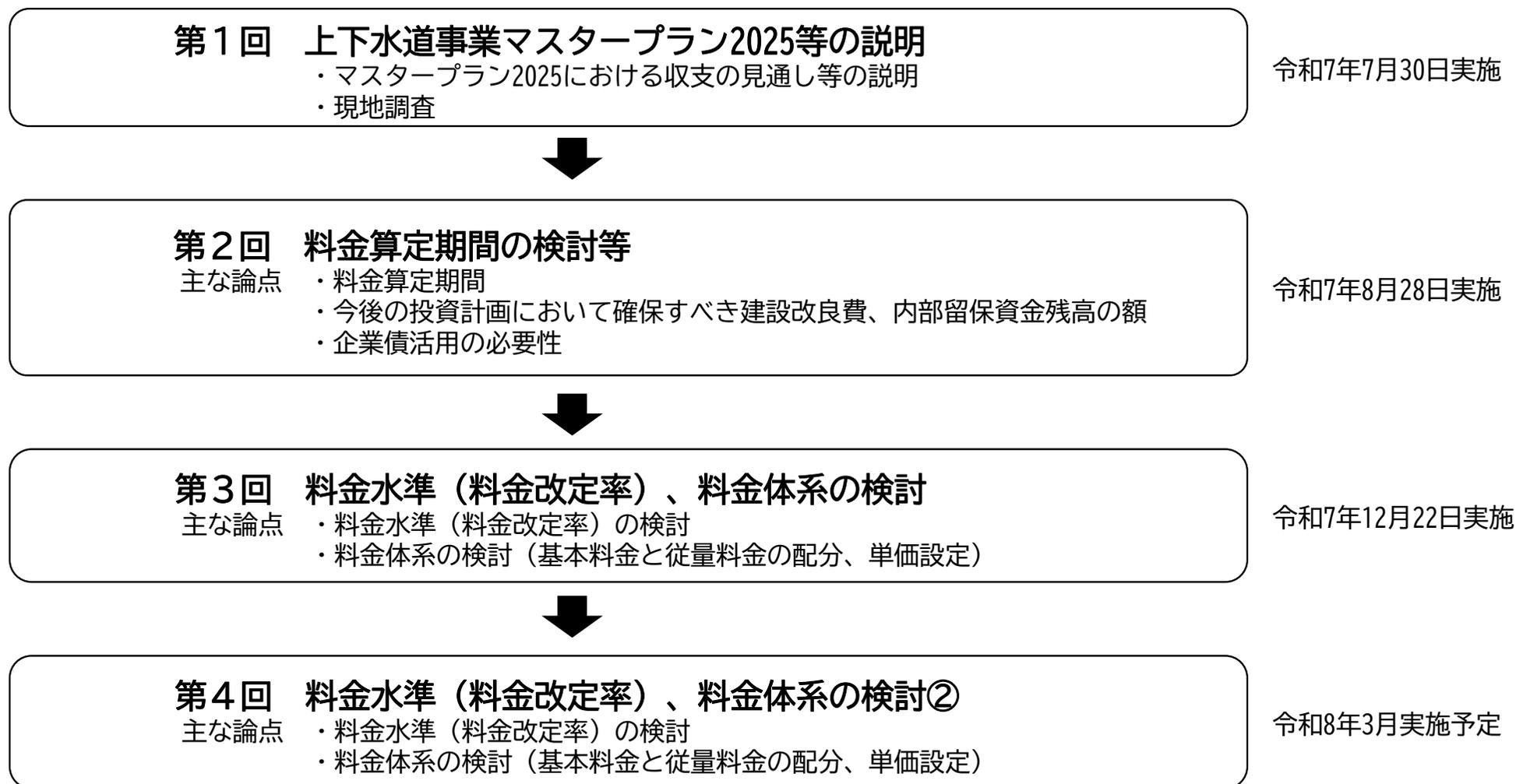


口径	単価(円/月)		基本料金(千円) (約122.8億円)	増減額(千円) (約38.3億円)	給水件数(平均)	
	旧	新			件数(件)	(割合)
φ13・20mm	805 →	1,100	10,978,121	2,944,132	207,919	97.94%
φ25mm	1,000 →	2,500	334,085	200,451	2,784	1.31%
φ40mm	2,500 →	7,500	377,310	251,540	1,048	0.49%
φ50mm	4,500 →	13,500	269,730	179,820	416	0.20%
φ75mm	9,500 →	35,500	176,719	129,428	104	0.05%
φ100mm	16,000 →	72,000	69,120	53,760	20	0.01%
φ150mm	33,000 →	198,500	38,112	31,776	4	0.002%
φ200mm	45,000 →	417,000	40,032	35,712	2	0.001%
合計	-	-	12,283,229	3,826,619	212,297	100.00%

水量区分	単価(円/m³)		従量料金(千円) (約229.4億円)	増減額(千円) (約0.1億円)	使用水量(年平均)		
	旧	新			水量(m³)	(割合)	
一般用	ランク1 1~10m³	70 →	80	5,837,462	729,683	18,242,069	54.30%
	ランク2 11~50m³	260 →	260	11,862,514	0	11,406,264	33.96%
	ランク3 51~100m³	330 →	330	1,083,410	0	820,766	2.44%
	ランク4 101~1000m³	396 →	360	3,403,983	▲ 340,398	2,363,877	7.04%
	ランク5 1001m³~	396 →	250	642,565	▲ 375,258	642,565	1.91%
公衆浴場用	70 →	80	791	99	2,473	0.01%	
船舶用	170 →	180	48,146	2,675	66,870	0.20%	
臨時用	396 →	360	68,269	▲ 6,827	47,409	0.14%	
合計	-	-	22,947,140	9,974	33,592,293	100.00%	

# 1 水道料金のあり方について

## (9) 長崎市上下水道事業運営審議会における料金のあり方検討



# 1 水道料金のあり方について

## (10) 長崎市上下水道事業運営審議会での主な意見

### 第1回審議会（R7.7.30実施）

- ・ 審議会での検討期間はどのくらいか、また、料金改定の時期はいつを想定しているか
  - － 期間は1年半程度、回数としては最低でも4回を予定。改定時期などのスケジュールは次回提示
- ・ 今回の見直しは下水道使用料を含めて行うのか
  - － 急激な市民負担増を避けるため、今回は下水道使用料の改定は行わない
- ・ 今後の収支計画において建設改良費が大きい年度がある。その要因は何か
  - － 主な要因は長与町と共同で整備する新浄水場の整備費。なお、この事業は広域連携による事業であり、国からの補助や有利な財源措置を受けられる
- ・ ウォーターPPPに対する市の方針は
  - － 下水道ウォーターPPPについて令和9年度の事業者公募を目指す。水道ウォーターPPPは現時点で考えていない
- ・ 物価高騰もあって、特に高齢者の生活は厳しい。料金改定については、こうした生活弱者への対応が必要では
  - － 使用量が少ない少数世帯などへの負担が過度に大きくならないよう配慮したい

### 第2回審議会（R7.8.28実施）

- ・ 費用の削減の取組みに人員の削減をあげているが、水道施設の維持のために一定程度の職員数は必要である
- ・ 各地で水道管の老朽化による破損事故が起きている。料金改定はこの課題への対応を考慮したものとしてほしい
- ・ 料金改定は料金算定期間のみでなく、中長期的な収支計画を踏まえて行うべきではないか
  - － 上下水道事業マスタープラン2025における長期財政計画を踏まえ、日本水道協会の指針を参考に料金算定期間を設定している。今後は適切な料金設定のために定期的な見直しが必要と考えている
- ・ 内部留保資金残高を熊本地震や阪神・淡路大震災のときの断水期間を参考として約60億円としているが、長崎市は斜面都市でもあり60億円でも足りないのではないか
  - － 大災害の場合は国からの支援もある。60億円という内部留保資金で相当程度の災害でも対応可能と考えている
- ・ 企業債の残高は、長崎市の水道事業規模からするとかなり少ない。世代間負担の公平を図るためにも、もっと活用してよいと思う
- ・ 今後の見直し検討の中で、料金が現行と比べてどのくらい変わるのか、差額等が把握できるようわかりやすい資料をつくってほしい。
- ・ 今後の検討においては、料金が現行と比べてどのくらい変わるのか、差額等が把握できるようわかりやすい資料をつくってほしい
- ・ 市民への情報発信は工夫が必要。上下水道局が主催する水に親しむイベントなどがあれば市民周知にはいい機会だと思う
- ・ 住民説明会はどのようなレベル、どのくらいの規模で行う予定か
  - － 例えば中学校区単位など、できるかぎりきめ細かく対応できるよう検討したい

※料金算定期間を令和11年度～14年度の4年間とすること。料金改定時期を令和11年4月とすることについては異論がでなかった

# 1 水道料金のあり方について

## (10) 長崎市上下水道事業運営審議会での主な意見

### 第3回審議会（R7.12.22実施）

- ・料金改定については今回だけでなく、今後大規模な変更となる可能性を懸念している
  - －今回提示した改定率は、消費者物価指数が上昇している中、市民生活も物価高の影響を受けているため、必要最小限の方針で提案した。今回の改定は令和14年度までの経営見通しによるものだが、今後も定期的見直しが必要。
- ・今回の料金改定の検討について、特に建設改良費に論点を置いているが、料金の対象となる原価は維持管理費、減価償却費も含めたところが重要になってくるので、収益的収支と資本的収支とそれぞれに積み上げた内訳を提示してほしい
  - －収益的収支と資本的収支それぞれの長期財政計画を次回審議会において改めて提示したうえで説明する
- ・これまで主にコストの話が中心であったが、重要なのは今後の収入がどうなるのかだと思う
  - －収益の見込みについて改定前後においての見通しをさきほどの財政計画と併せて次回審議会でも説明する
- ・企業債の充当パターンのシミュレーションにおいて借入額ごとに長崎市が評価をしているが、バランスを客観的に判断できる色々な指標があるので、それで評価をする方がよいと思う
  - －シミュレーションによる評価は、事業の経営面、使用者の負担感それぞれの視点から評価することで、比較しやすい資料として作成したが、総務省が公表している指標などを用いて、次回評価基準等について説明する
- ・今後の使用水量が1割ぐらい減る見込みとしているが、料金収入は使用水量の見込によって大きく変わってくる。水量はどのように見込んでいるか
  - －将来の水量見込は過去の実績から見込んでいるが、料金収入見込みの精度を高めるため、水量は単価が異なるランクごとに予測して見込んでいる。
- ・料金改定後の値上げ額が標準モデルとして示されているが、パターンが限定的なので、それぞれの方がどこの料金にあたるのかももう少し分かるように工夫した資料にしてほしい
  - －料金改定後の料金について、様々な家族構成、事業所の方にとって分かりやすい資料を作成し、市民周知を行うこととしていきたい
- ・料金単価が原価割れしている部分があり今後の課題としているが、今後の対策はどう考えているか。
  - －電気代、原材料などの物価上昇により給水原価も上昇傾向にある。これまでも経営改善に向けた努力を行ってきたが、今後もさらなる経営改善に向けた努力が必要。また、そのときの経営状況に応じた適正な料金を維持することで急激な料金の激変を抑えることができるため、定期的な料金の見直しが必要

※提案した料金改定率、料金体系に反対意見はなかったが、今後の経営見通しに係る資料等の提出を求める意見があったため、審議は次回（第4回審議会）に継続されることとなった

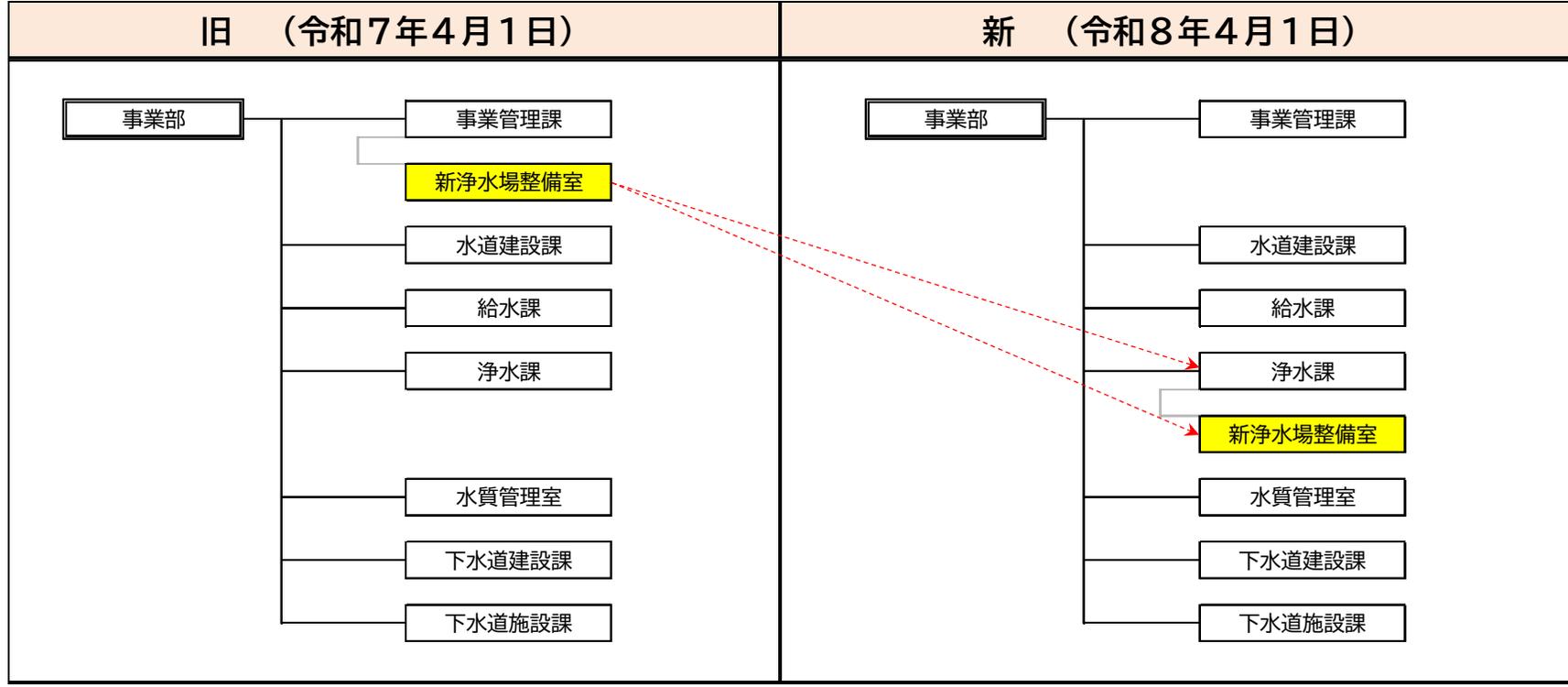
# 1 水道料金のあり方について

## (11) 今後のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
上下水道事業 運営審議会	MP概要説明 財政状況 料金制度説明 料金水準・料金体系 見直し検討	意見書 依頼 意見書 提出	住民説明会等進捗状況報告	議決結果 報告
市 議 会	MP2015 成果報告 料金改定作業進捗報告 (審議会内容報告含む)	審議会 意見書報告	住民説明会等進捗状況報告	料金改定 議案上程 議決後 新料金確定 R11.4.1適用
市民周知等	広報誌・HP・SNS発信 街角ビジョン放映			
			住民説明会	

## 2 令和8年4月1日付 組織改正

### ○令和8年4月1日付 組織改正



※ 表中の矢印は、業務の移管のうち主なものを記載している。  
 ・実線の矢印 → 事務の全部を移管するもの。  
 ・点線の矢印 - - - - - → 事務の一部を移管するもの。

○ 令和8年4月1日付組織改正 [ 令和7年4月1日との比較 ]  
 部 : 増減なし、 課 : 増減なし、 課内室 : 増減なし、 係 : 増減なし